
(仮称)相模原市市民の森基本計画

多様な主体で育む交流発展型市民の森の創出
～未来に向けて、みんなでつくり育てる、市民の森～

相模原市

ごあいさつ



本市は、リニア中央新幹線の駅が設置される橋本駅周辺と、相模総合補給廠の一部返還地の早期利用等に取り組む相模原駅周辺とを一体とした広域交流拠点の形成、圏央道のインターチェンジ周辺における産業を中心とした新たな拠点づくり、外国人観光客にも興味を持っていただけの広域観光周遊ルートの形成など、本市のポテンシャルを最大限に生かしたまちづくりを推進しております。

津久井地域に広がる広大な森林は、四季折々の風光明媚な景観のほか、水源環境の保全、山地災害の防止、豊かな心を育む環境教育の場など、多様な働きを有する本市の貴重な財産となっております。

このたび、観光や歴史的な史跡の資源に恵まれた石老山周辺を対象として、「多様な主体で育む交流発展型市民の森の創出」をテーマに、様々な活動団体による多様な活動プログラムの提供などを盛り込んだ「(仮称)相模原市市民の森基本計画」を取りまとめました。

今後、本計画に基づき、市民の皆様とともに、関係団体や民間事業者の皆様などと連携を図りながら、魅力ある市民の森の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたり、多様な視点から熱心にご議論いただいた「相模原市市民の森基本計画検討委員会」の委員の皆様、貴重なご意見やご提言をいただきました関係機関・団体の皆様に、心から感謝申し上げます。

平成29年3月

相模原市長 加山俊夫

目次

1. 基本計画の策定における基本的な考え方	1
1-1 基本構想における考え方	1
1-2 計画対象地及び周辺の状況	4
2. 基本計画	9
2-1 基本方針	9
2-2 計画内容	11
2-3 実施工程	32
3. 管理運営の考え方	33
3-1 管理運営主体の在り方	33
3-2 管理運営の基本方針	34
3-3 マネジメントの内容	35
4. 将来に向けた整備の考え方	40
5. 参考資料	42
5-1 計画検討の経緯	42
5-2 新設ルートの縦断構成	45
5-3 意向ヒアリングの結果	49
5-4 民間事業者等との協働による施設マネジメントの事例	52



相模原市マスコットキャラクター

さがみん

「さがみん」が難しい用語を説明します。

1. 基本計画の策定における基本的な考え方

1. 基本計画の策定における基本的な考え方

1-1 基本構想における考え方

本市は、平成18年から平成19年にかけての津久井町、相模湖町、城山町及び藤野町との合併により、市域の約58%に当たる約1万9,000haを森林が占める豊かな自然と都市機能を併せ持つ新しい都市となりました。

これを受けて、本市では森林の持つ公益的機能に対する理解を促進し、市民全体で支える森林整備体制を構築していく必要があることを踏まえ、平成23年3月にさがみはら森林ビジョンを策定しました。このさがみはら森林ビジョンの基本施策の1つとして、市民が森林と触れ合う機会を創出するための「市民の森」の整備を検討することになり、平成26年8月に、(仮称)相模原市市民の森基本構想(以下「基本構想」といいます。)を策定し、石老山を含む市有林を中心とするエリアを検討の対象地としました。この基本構想においては、以下のとおり、4つのゾーン、基本方針及びテーマを示しています。

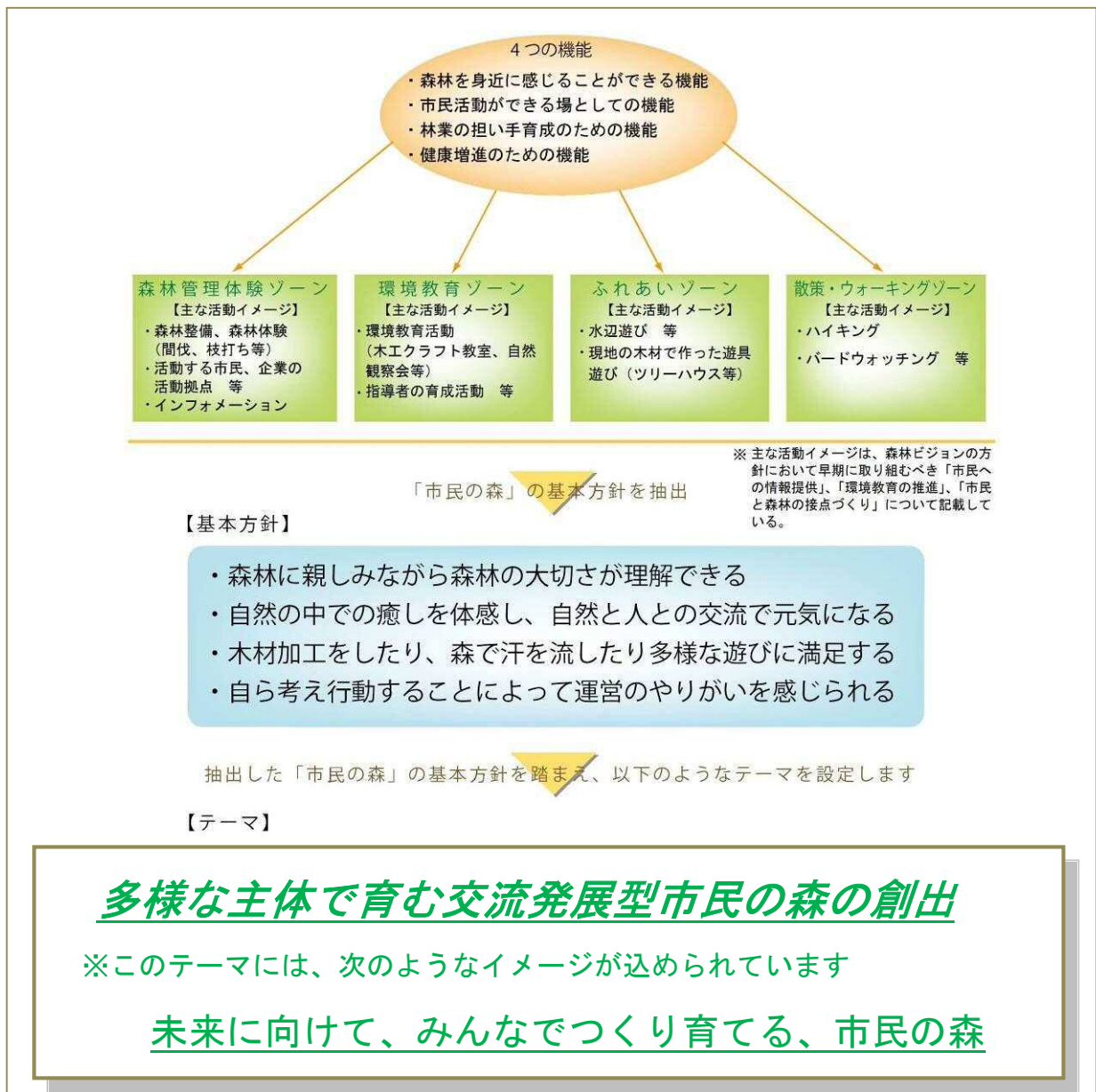


図1-1 基本構想に示された基本方針とテーマ

基本構想では、本市における「市民の森」の事業推進の基本的な考え方を、市民参加を原則とし、段階的な整備により進めることとしています。基本計画では、第1段階の整備について具体化することを目的とし、森林管理体験ゾーン及び散策・ウォーキングゾーンの整備について検討します。

【基本的な考え方】

- ・市民参加により基本計画や設計・整備を行いながら、段階的に「市民の森」の利用及び活動内容（活動範囲）を増やしていく新しい考え方の「市民の森」の構築を目指します（⇒段階整備による事業推進）。
- ・「市民の森」の基本計画や設計・整備を推進するに当たっては、行政が主体となる建築物等の施設整備は最小限に留め、周辺施設との連携も含めて、市民主体で整備範囲を拡大していくことに努めます。

【段階整備の考え方】

■第1段階

- ・市有林に森林整備を推進するための活動拠点を整備し、早期の事業着手を目指します。
- ・活動拠点の整備内容は必要最低限とし、既存施設の借用等を検討します。

■第2段階

- ・森林整備の範囲を拡大していくとともに、散策利用や森林体験等の環境整備を行い、利用客の受入れを開始します。

■第3段階

- ・周辺施設を活用し、環境教育やレクリエーション等多様な利用による利用客の増加を図ります。

		ゾーン名	整備内容	時間的経過 (H31年度)			
第1段階	整備目標	森林整備の着手	森林管理体験ゾーン	活動拠点スペース整備	[Progress bar]		
	利用	森林整備 ハイキング					
	その他	駐車場候補地や周辺土地 所有者との調整	散策・ ウォーキングゾーン	休憩スペース整備 新たな散策路整備	[Progress bar]		
第2段階	整備目標	森林整備範囲の拡大 市民利用の開始					
	利用	森林整備、森林体験 ハイキング	森林管理体験ゾーン	森林体験スペース整備	[Progress bar]		
	その他	周辺土地所有者との調整					
第3段階	整備目標	市民利用の多様化					
	利用	森林整備、森林体験 ハイキング レクリエーション 環境学習	ふれあいゾーン	レクリエーション スペース整備	[Progress bar]		
	その他	周辺土地所有者との調整	環境教育ゾーン	環境教育スペース整備	[Progress bar]		

図1-2 基本構想に示された段階整備の考え方と基本計画で具体化する範囲

ゾーニング図（基本構想）

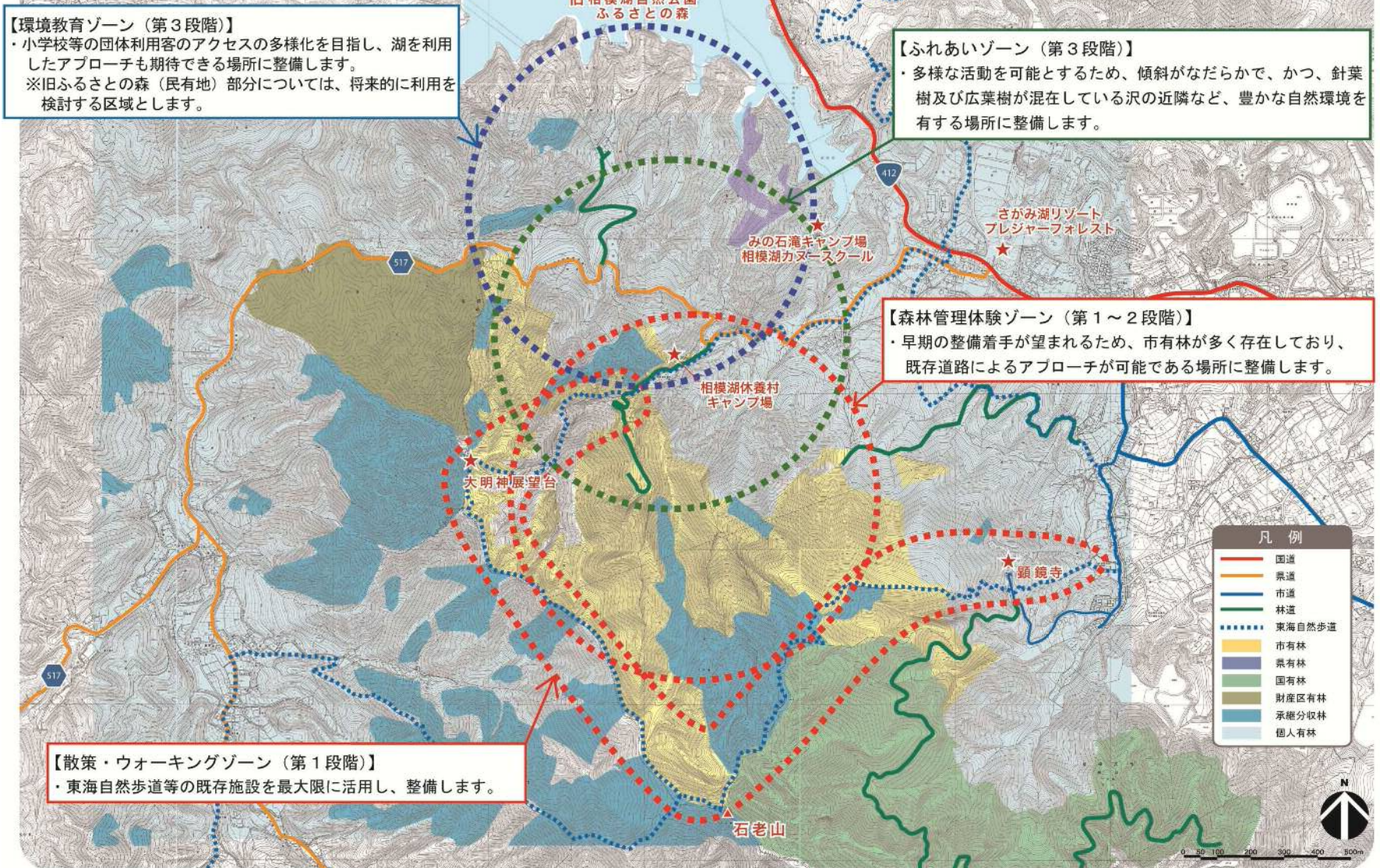


図1-3 基本構想に示されたゾーニング図

1-2 計画対象地及び周辺の状況

計画対象地の位置及び周辺の状況は、次のとおりです。

(1) 市民の森の位置

計画対象地は、県立陣馬相模湖自然公園¹に含まれる石老山²（標高702m）一帯の自然豊かな区域であり、本市の西部である緑区内の相模湖の南側に位置しています。

石老山は、関東百名山の1つに選定され、山中には数々の伝承をもつ奇岩や巨岩が点在しており、そのハイキングコースからは丹沢や富士山、南アルプス、陣馬山、高尾山、相模湖、東京スカイツリー等を望むことができます。また、気軽に登ることができる人気の高いハイキングコースになっています。（ハイキングコースの一部は、東海自然歩道³として整備されています。）

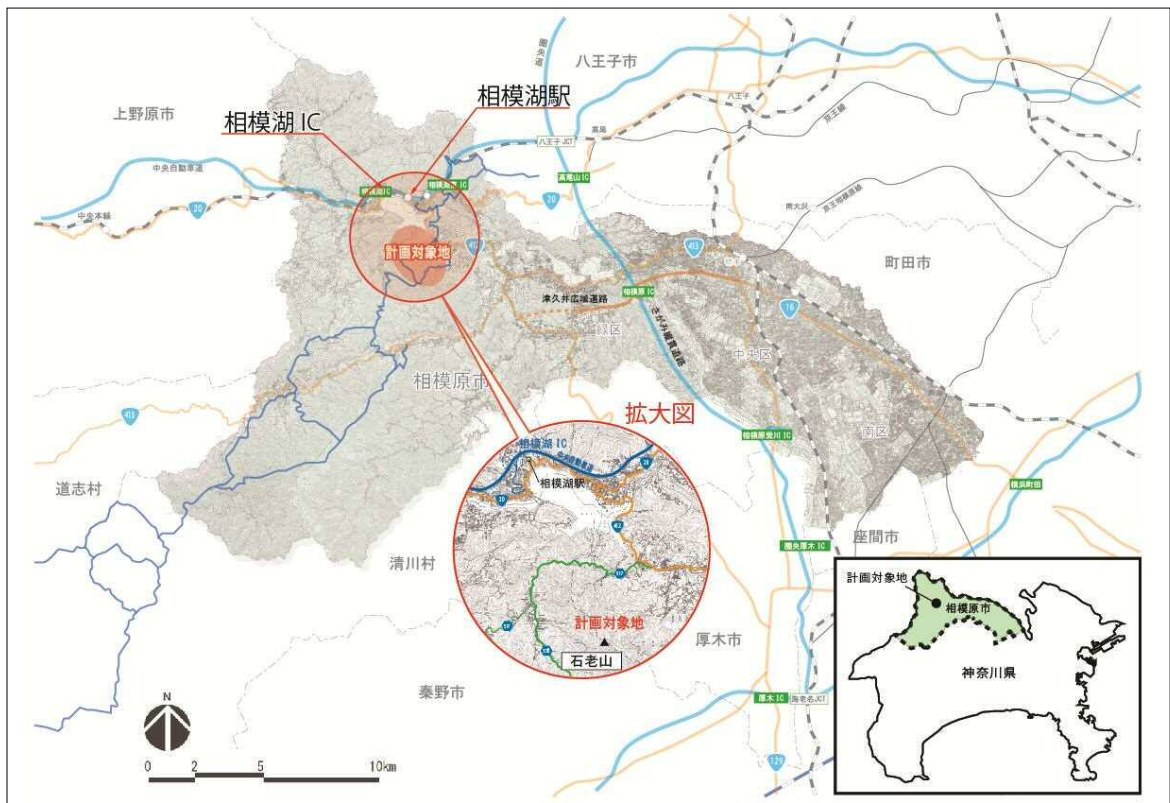


図1-4 市民の森の位置



¹ 県立陣馬相模湖自然公園は、神奈川県最北端に位置する3,785haの自然公園です。北部には標高1,019mの茅丸を筆頭に陣馬山、生藤山、醍醐丸、景信山、城山等、南部には石老山、高塚山等の山があります。比較的楽な登山コースがあり、人気のコースになっています。

² 関東百名山である石老山は、山腹にある顕鏡寺の寺号「石老山」が山名の由来になったともいわれています。

³ 東海自然歩道は、東京都の明治の森高尾国定公園と大阪府の明治の森箕面国定公園を結ぶ総延長1,697.2kmの長距離自然歩道です。緑豊かな自然と貴重な歴史を伝える文化財を訪ねながら、心身の健康と安らぎを与えるコースとなっています。

(2) アクセス状況

計画対象地には、公共交通機関を利用する場合はJR相模湖駅から路線バス、自動車を利用する場合は中央自動車道の相模湖IC又は相模湖東ICから国道20号を經由し、国道412号によりアクセスすることができます。

南区及び中央区からは、国道16号、国道413号等から国道412号を経てアクセスできます。

(3) 周辺の集客施設や観光資源等

計画対象地の周辺では、相模湖、石老山等の観光資源を活かしたキャンプ場、さがみ湖リゾートプレジャーフォレスト等の民間施設や県立相模湖公園等の施設が立地しており、多様な観光客が訪れています。



図1-5 計画対象地周辺の集客施設、観光資源等の立地状況

(4) 地形状況

計画対象地の地形は、比較的起伏が多く、まとまった平場が少ない状況にあります。

図1-6に示すとおり、傾斜が30度を超える斜面が多く見られます。

一般的に傾斜が30度以上の斜面地は、土砂災害の危険性が高いとされます。したがって、計画対象地に見られる地形状況においては、安全・安心に十分配慮した施設整備が必要です。

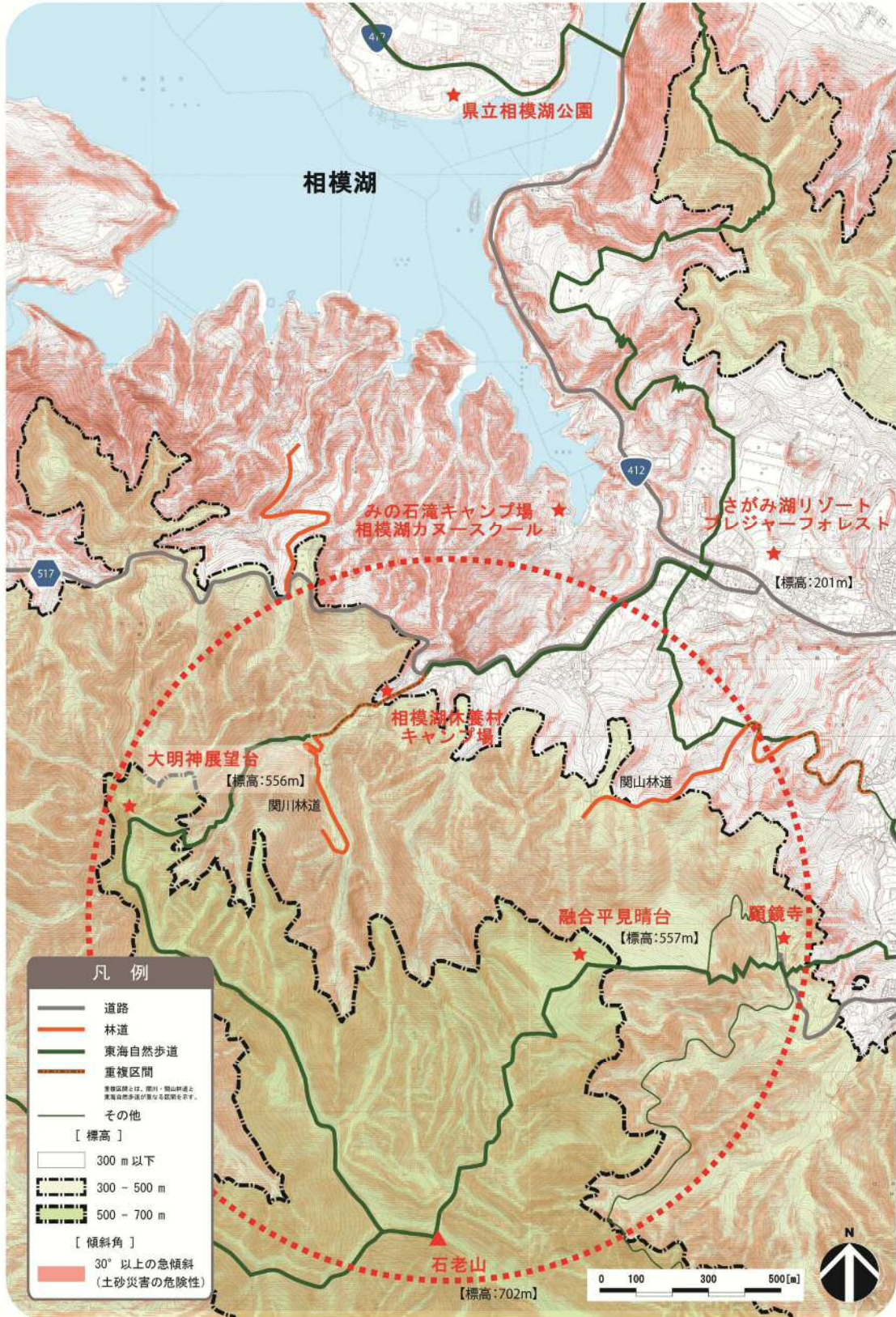


図1-6 計画対象地一帯における地形の特性

(5) 森林管理体験ゾーン及び散策・ウォーキングゾーンの現況

計画対象地は、市有林を中心としており、その周囲には財産区有林、国有林等が位置しています。また、既存道路としては県道517号、市道関口道志、関川林道及び関山林道があります。

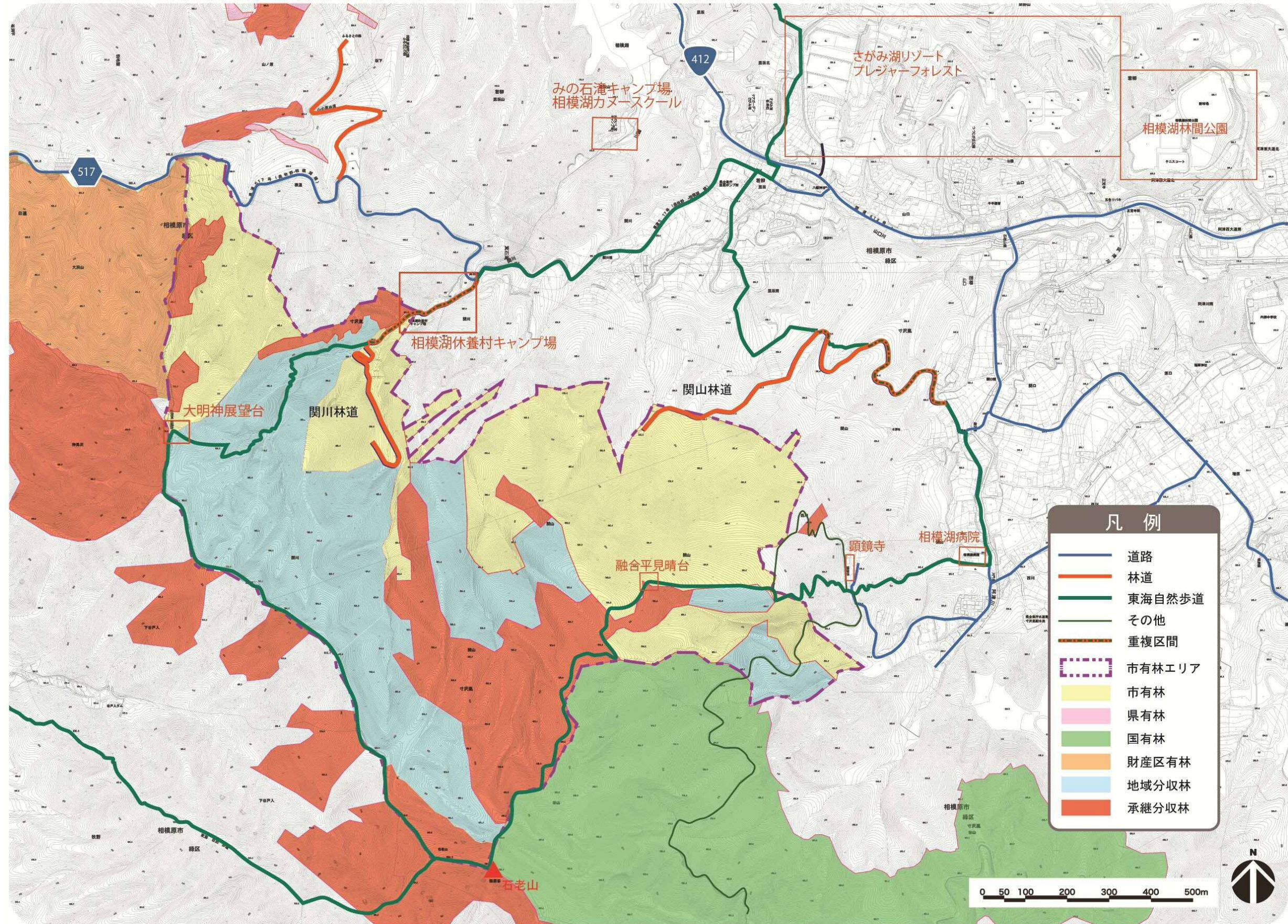


図1-7 計画対象地の現況(森林、道路及び主要施設の立地の状況)

2. 基本計画

2. 基本計画

2-1 基本方針

(1) 整備の基本方針

基本構想に示された考え方に基づき、基本計画の基本方針を次のとおりとします。

① 多様な主体が多様な活動を展開するためのソフトの基盤を整備する

- NPO等の活動団体により、森林体験活動等の多様な活動プログラムを展開する。
- 市民主体の管理運営を目指し、担い手が集まることのできるプラットフォームを作る。



② 森林活動をサポートする施設を段階的に整備する

- 多様な主体による多様な活動をサポートする施設として、散策・ウォーキングルート、森林管理体験ゾーン内への作業小屋とトイレ、山頂トイレ、管理棟等を段階的に整備する。
- 管理棟は、国県道からのアクセスや、水道・電気等の確保のほか、周辺の集客施設及び観光資源、活動エリアとの連携等に配慮した配置とする。

③ 自然に配慮した施設整備をする

- 施設(作業小屋、管理棟等)の整備には、可能な限り地域材(津久井産材)を活用する。
- 自然に大きな影響を与えないように最小限の整備を段階的に行う。
- 環境衛生に配慮したトイレ及び付帯施設を主要な活動場所に整備する。

図2-1 整備の基本方針

(2) 整備の枠組み

基本方針を踏まえ、基本計画においては、図2-2に示す枠組みで、ソフトとハードの整備を段階的に展開していきます。

ソフト整備は、地域団体、NPO等、企業及び専門家の活動団体の参加や民間のノウハウの活用を円滑にするためのプラットフォーム整備(組織体制づくり)を図りながら、多様なプログラムの展開を図ります。

ハード整備は、市民の森の利用者の活動拠点スペースの環境整備を市民参加の下で行う等、事業の早期着手を図ります。

利用者の活動をサポートするための施設については、ソフト事業の熟度を踏まえ、段階的な整備に取り組みます。

具体的には、森林体験活動等のソフト事業を展開する上でのベースとなる新設ルートの整備をはじめ、森林管理体験ゾーン及び作業小屋・トイレの整備を推進していきます。また、様々な活動や管理運営の拠点となる管理棟についても、全体の事業の熟度に応じて整備を図ることとし、当面は民間施設の活用等も検討することとします。

森林管理体験ゾーンに関しては、関川林道及び関山林道の奥の2箇所を整備箇所とします。

散策・ウォーキングゾーンの整備に関しては、現状では公衆トイレが山麓の2箇所のみであることから、石老山山頂付近にもトイレの整備を行います。

なお、新設ルートの整備に当たっては、各活動場所の回遊性に配慮することによって、来場者の利便性や活動内容の将来における展開の可能性を広げます。

時 期	平成29年度～平成31年度	平成32年度以降
ソフト の 整 備	<p>プラットフォームの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民参加プログラムの展開 ○担い手の確保・育成 ○管理運営への民間活用 	<p>充実・拡大</p>
ハード の 整 備	<p>段階的なハード整備の検討</p>	<p>活動拠点の環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○遊歩道 ○作業小屋・トイレ ○山頂トイレ ○管理棟 <p>段階的に整備</p>

図2-2 整備の枠組み

2-2 計画内容

(1) 全体計画

基本計画を展開するゾーンは、右図のとおりです。また、ソフトの整備及び各ゾーンにおいて整備が必要な施設等のエリアについては、次のとおりとします。

ア ソフトの整備

- ・市民参加プログラムの展開
- ・担い手の確保・育成
- ・管理運営への民間活用

イ ハードの整備

(ア) 森林管理体験ゾーン

- A: 森林管理体験エリア(関川林道奥)
- B: 森林管理体験エリア(関山林道奥)

- ・必要な施設
- 作業小屋とトイレ

(イ) 散策・ウォーキングゾーン

- ・必要な施設
- 新設ルート

- A: 関川コース
- B: 第一関山コース、第二関山コース
- C: 谷山コース

- ・トイレ
- 石老山山頂付近

(ウ) 管理棟の整備

- ・必要な施設
- 管理棟
- (配置候補エリアにおいて検討)

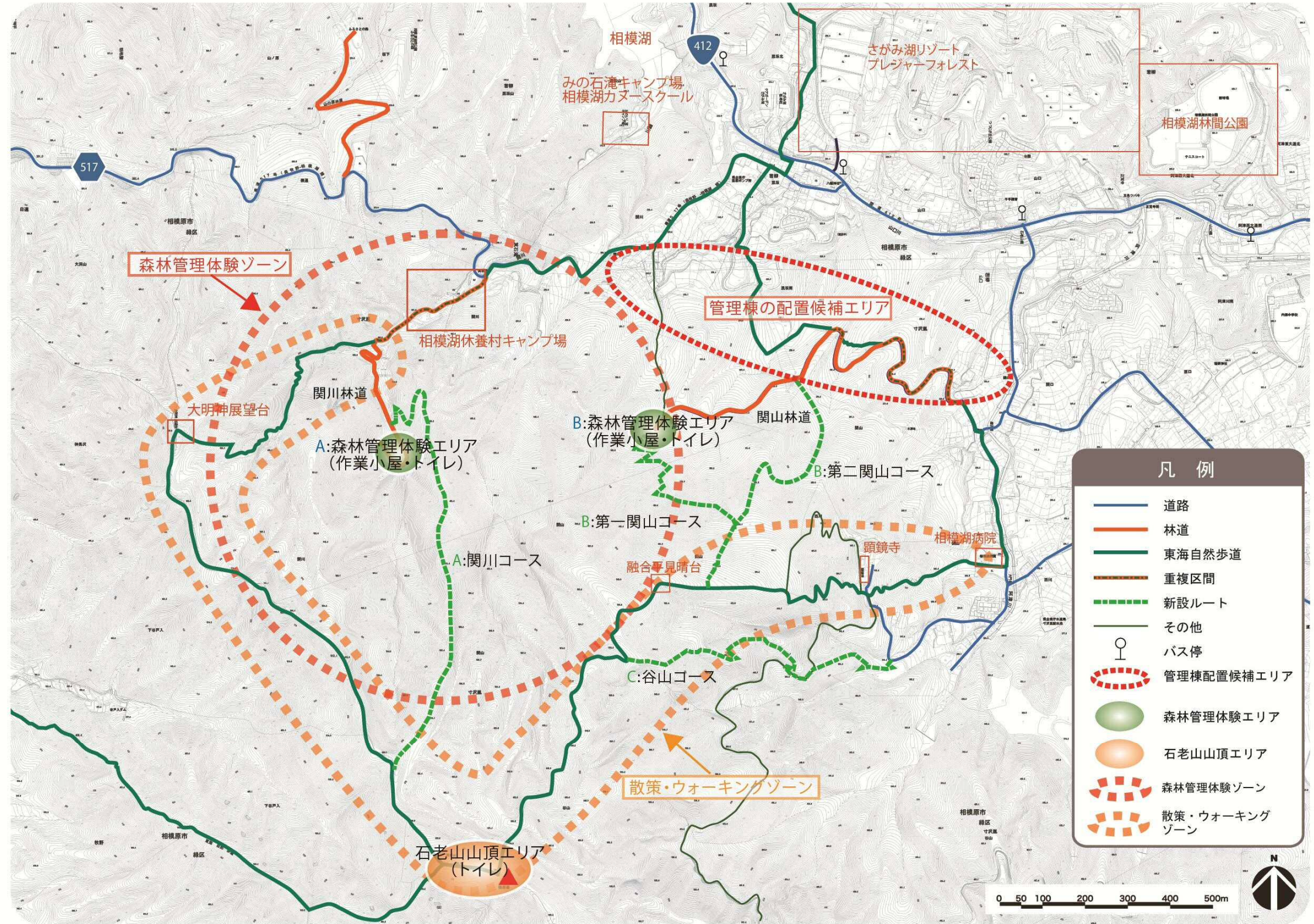


図2-3 基本計画図



コース等の関川・関山・谷山という名称は、いずれも地名(小字)から採っているものです。

(2) ソフトの整備

ア 人材

市民の森での活動に係る主体として、市、市民・地域団体、NPO等、企業及び専門家が挙げられ、多様な主体で育む交流発展型を目指す市民の森では、多くの人材が各々の活動を連携して行いながら常に新しいサービスを利用者に提供することが重要です。特に近年では高齢化が進んでいるため、若い世代を中心に人材育成に力を入れ、市民やNPO等をはじめとする諸団体が将来にわたっていきいきと活動する舞台や契機となる仕組みを形成することが課題となります。

イ フィールド

市民の森の活動スペースとして森林管理体験ゾーンと新設の散策路を市民参加の下で整備します。これらの活動フィールドで特に各主体との連携が想定されるプログラムは、次のとおりです。

また、プログラムにおける「育てる」「触れる」「学ぶ」「体を動かす」の4つのテーマで想定される様々な展開については、図2-4のとおりです。

● 市民・地域団体との連携によるプログラム

市民の森を盛り上げていくために、市民(地域)の方々が市と連携して充実したプログラム展開を目指します。森林ボランティア養成プログラムでは、市民の方々にもボランティアの養成に参加していただきます。



● NPO等との連携によるプログラム

林業体験等実際に山に入って活動するプログラムについては、地域で活動されているNPO等の方々に協力していただき、実践的なプログラム展開を可能にします。



● 企業との連携によるプログラム

CSR(企業の社会的責任)の1つである環境活動としての森づくりのフィールドを企業に提供することにより、多くの企業の方々に活動していただくことを目指します。また、ハイキングや登山のイベントでは企業との共同イベントの開催を検討します。



プログラムの種類によっては、早期に着手可能なものとインストラクター等の専門家の募集後や団体設立等段階的に着手が可能なものに分類できます。次の表では、活動に係る主体の中で、プログラムに対して主体的に関わる団体とサポート的に関わる団体との関係性について示しております。

表 2-1 想定されるプログラム(例)

プログラム		実施主体			
		市	市民・地域団体	NPO等	企業
早期に着手が可能	ハイキング・森林浴		○	◎	
	林業体験		○	◎	
	環境学習		○	◎	
	自然観察会		○	◎	
	生き物観察会		○	◎	
	ネイチャーガイド・ネイチャーゲーム		○	◎	
	ウォークラリー		○	◎	
	トレイルラン		○	◎	
段階的に着手が可能	ボランティア養成プログラム		○	◎	
	天体観測		○	◎	
	木工教室(クラフト)		○	◎	
	アウトドアクッキング		○	◎	
	林業まつり	○	○	◎	
	企業の森	○			◎

凡例：◎ 中心的役割 ○ サポート

(仮称) 相模原市市民の森体験プログラム (案)



(仮称) 相模原市市民の森ではたくさんの体験プログラムを用意しています!

● 予約・連絡先

相模原市
電話: 042-000-0000 平日 9:00 ~ 17:00
HP: <http://www.citysagamihara.lanagawa.jp/>



育てる!!

● 間伐体験・枝打ち体験

間伐・枝打ちを通して、市民の森を明るく、きれいに手入れをする体験コースです。森林を育てるためには長い時間が必要です。みなさんのやさしい心が森を育てます。

● 木材製品作成体験

市民の森で育てた木材を使用し、木材製品を作成します。香りのいい木材で木箱やプレート、お箸など自分好みの木材製品「メイドイン相模原」をあなたも作ってみませんか?

● 木材製品バザー

手頃な価格のものから職人さんが制作した珍しいものまで、市民の森の木材を感じていただける品々を、様々に取り揃えてみなさんをお待ちしています。

● ミニ林業まつり

多くの人に市民の森や林業を知ってもらうために、ミニ林業まつりを開催します。県産木材を使用した木工製品を展示・販売する他、木工教室などたくさんの企画を用意しています。

ふれる!!

● 沢あそび体験

森の中の清流で楽しく水遊び! 溪流にすむ魚やサワガニを捕まえたり、水生昆虫や水辺の野鳥を観察したり、もちろん泳いでもOK! 全身で水や緑や生き物と思う存分にふれあえる体験です。

● 木でつくった遊具あそび体験 (ツリーハウス・アスレチック)

樹の上に家を作ってしまうというなかなか出来ない体験です! インストラクターのサポートがあるのでDIYの経験がなくても大丈夫。ロープワークで作るアスレチックやハンモックなども楽しめます。

● バードウォッチング

猛禽類から愛らしい小鳥、渡り鳥など、市民の森にすむ野鳥達の魅力的な姿を、専門家のナビゲートで観察できます! 望遠鏡を使って、子育ての様子など、普段見ることの出来ない野鳥の姿を覗いてみませんか?

学ぶ!!

● 森林ボランティア養成プログラム

森づくり、自然体験、木工クラフトなどの活動を指導できるボランティアを養成する、半年から一年の長期間にわたるコースです。またコースでは、林業に必要なチェーンソーの使い方やメンテナンス方法等も学ぶことができます。森を作るプロフェッショナルになりたい方の参加もお待ちしております。

● 親子林業体験コース

親子で林業を体験するコースです。親子で一緒に体験活動しながら、林業について学び、林業をより身近に感じることができます。親子で森の中で自然の恵みや環境保全の大切さを実感してみてください。

● 環境学習・自然観察会

「森林」に親しむ、「森林」の生き物と友だちになる、「森林」のはたらきを考える、というように、ステップを踏みながら森林について学習できるプログラムです。自然観察会では「市民の森」の豊かな自然を観察してみてください。

体を動かす!!

● ハイキング (奇岩ウォーキング)

石老山の奇岩及び顕鏡寺に係る史跡をガイド付きで巡るコースです。コース中では、素晴らしい風景や八方岩や蓮華岩をはじめとする多くの不思議な形をした巨岩から自然の素晴らしさを感じることができます。

● 登山初心者ツアー

登山の基礎からしっかり学ぶ初心者のためのシリーズツアーです! プロの登山ガイド同行が魅力! 富士山の眺望が広がる尾根歩きは、縦走気分を楽しめます。

● 家族でアウトドアクッキング

アウトドア好きさんにお勧めの自然を活かしたプログラム。ただのアウトドア活動では終わらない! 「市民の森」で育てた食材を収穫し、家族と一緒にクッキングを楽しみませんか?

図2-4 プログラム展開イメージ

(3) ハードの整備

ア 動線計画

(ア) 歩行者動線

既存の東海自然歩道や関山、関川林道を活用しつつ、既存の林道と新たに整備する森林管理体験ゾーンとの接続性及び回遊性を確保します。新たに整備する散策・ウォーキングルートとして関川コース(関川林道と石老山山頂方面を接続)、関山コース(第一及び第二：関山林道と融合平方面を接続)及び谷山コース(石老山東側と融合平方面を接続)の3つのルートを整備します。

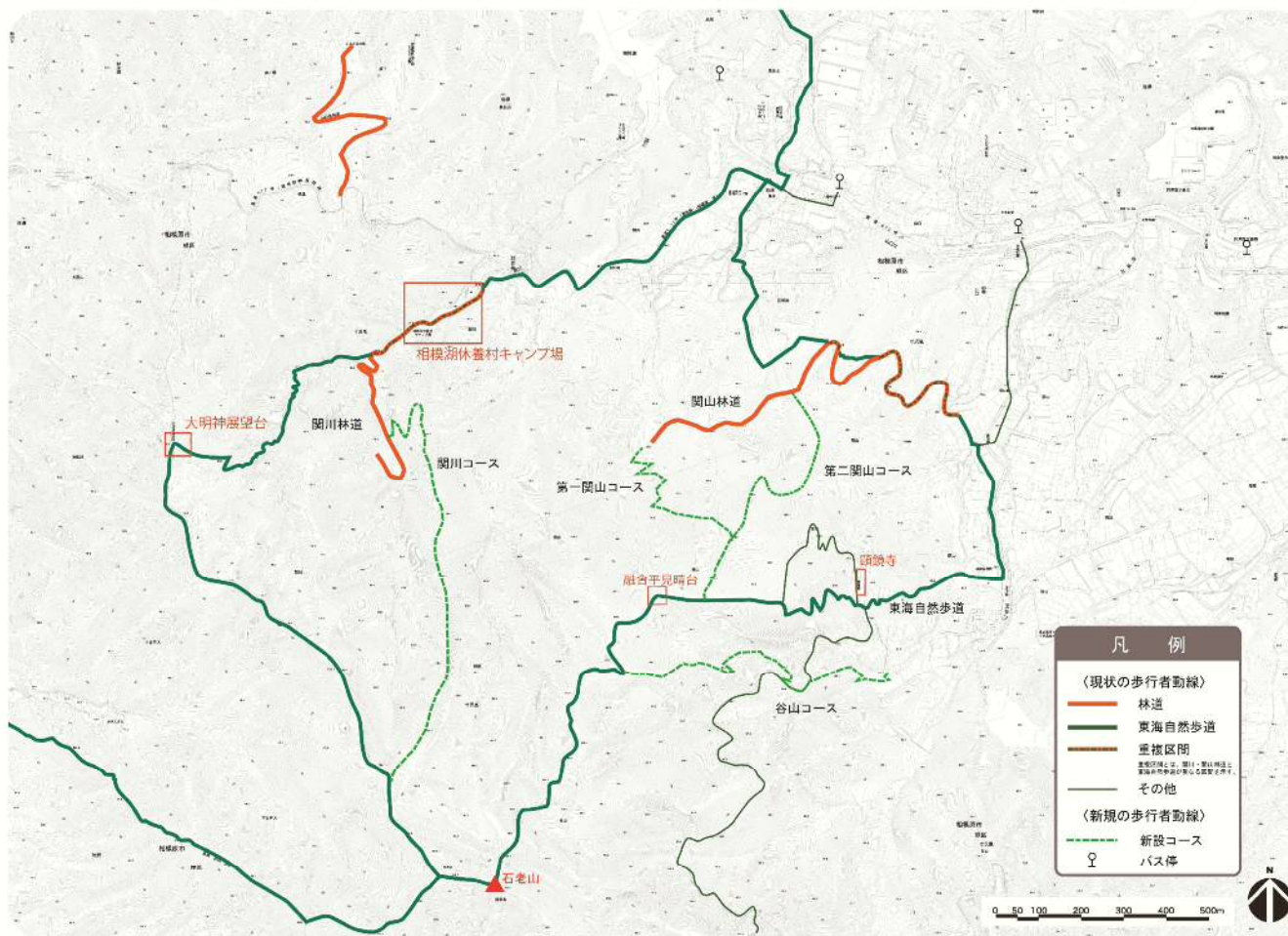


図2-5 歩行者動線(新設ルートを含む。)

(イ) 車両動線

計画地内及びその周辺の主要道路として、国道412号及び県道517号があります。これらの道路と周辺における民間施設の駐車場との連携を考慮した動線計画とします。

関川林道及び関山林道は、森林管理体験ゾーンの活動に関連したサービス・緊急車両の進入を想定します。

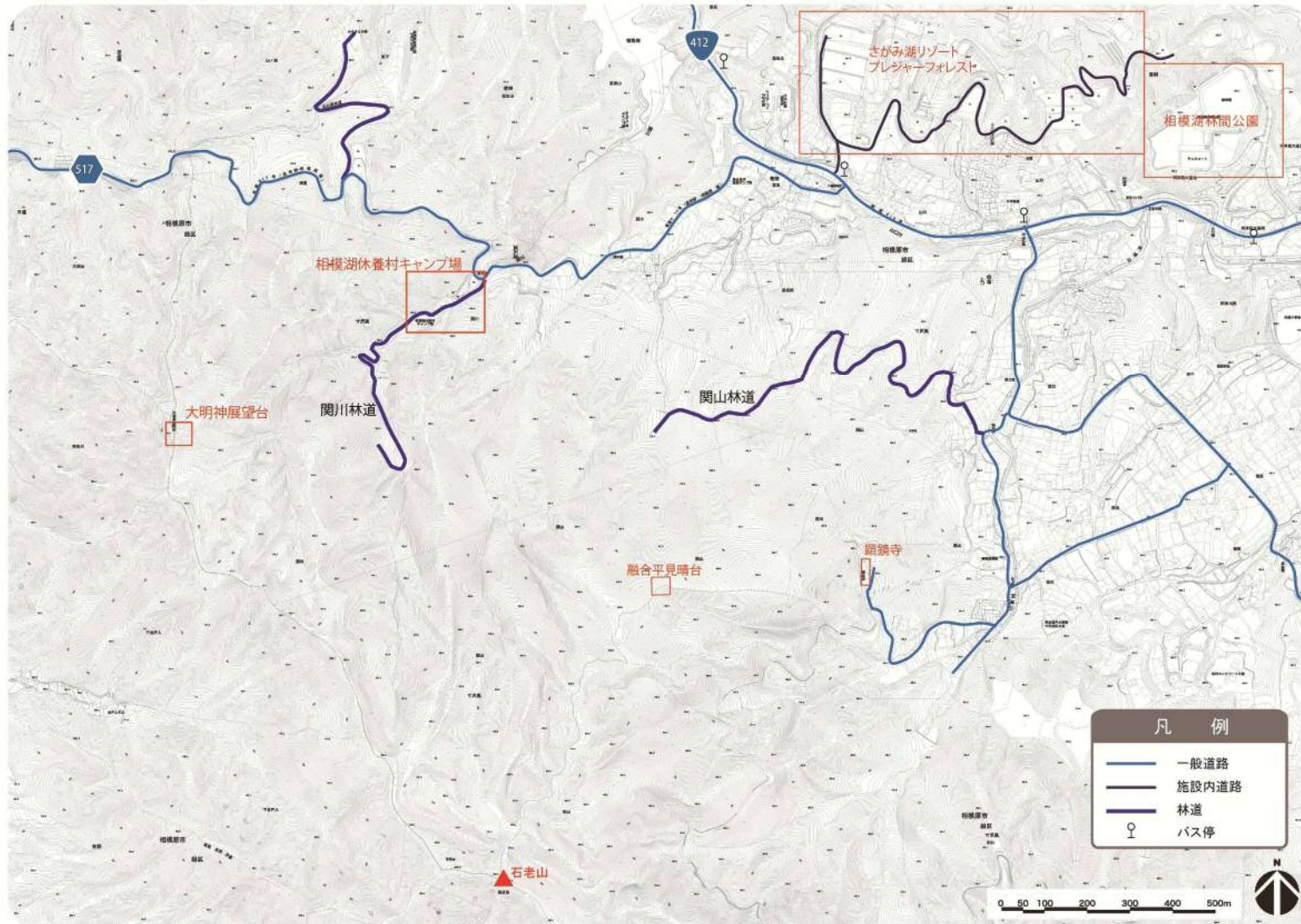


図2-6 車両動線(主要な動線のみを表示)

イ 個別施設計画

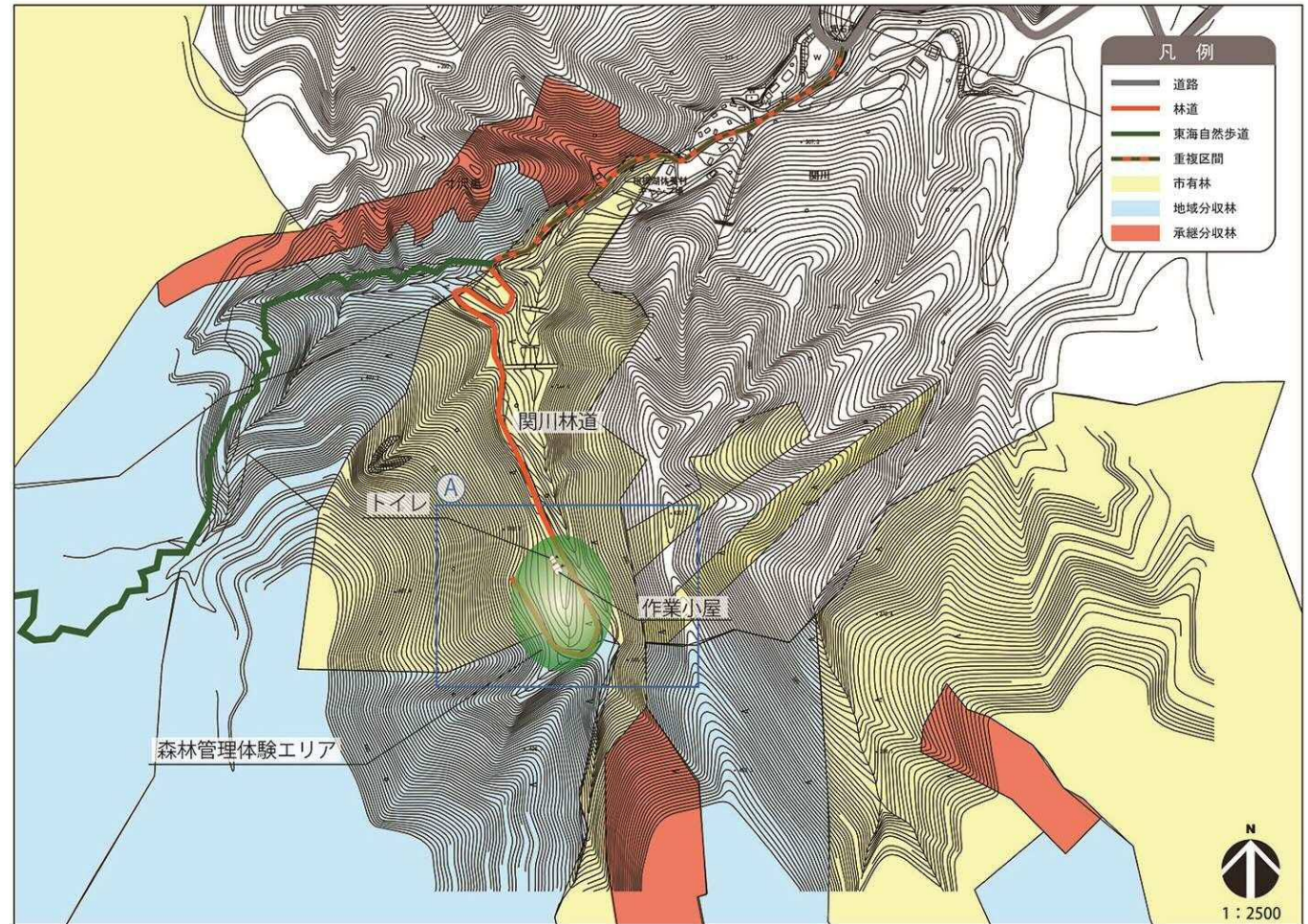
(ア) 森林管理体験ゾーン

① 関川林道奥

関川林道の奥は、傾斜が比較的緩やかで、初心者向けの体験に適しているため、先行的に森林管理体験ゾーンの整備を進めます。

この場所は、平地を利用した様々なイベントや活動も想定します。

森林管理体験エリアでの活動に必要な道具等の収納のため、作業小屋を設置するとともに長時間の滞在を想定してトイレの整備を検討します。



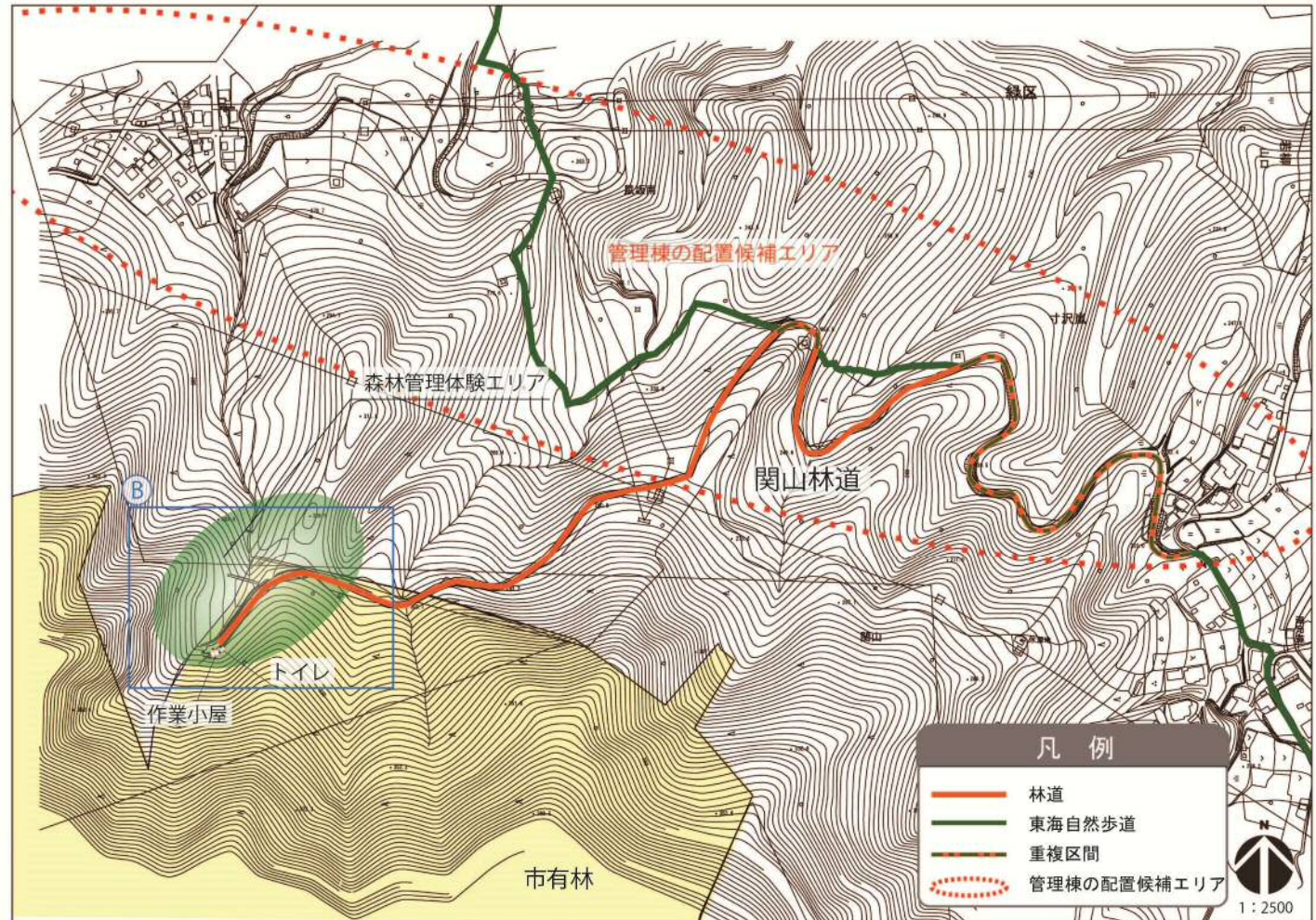
※現地の状況等により、今後修正することがあります。

図2-7 森林管理体験エリア<A> (関川林道奥)

② 関山林道奥

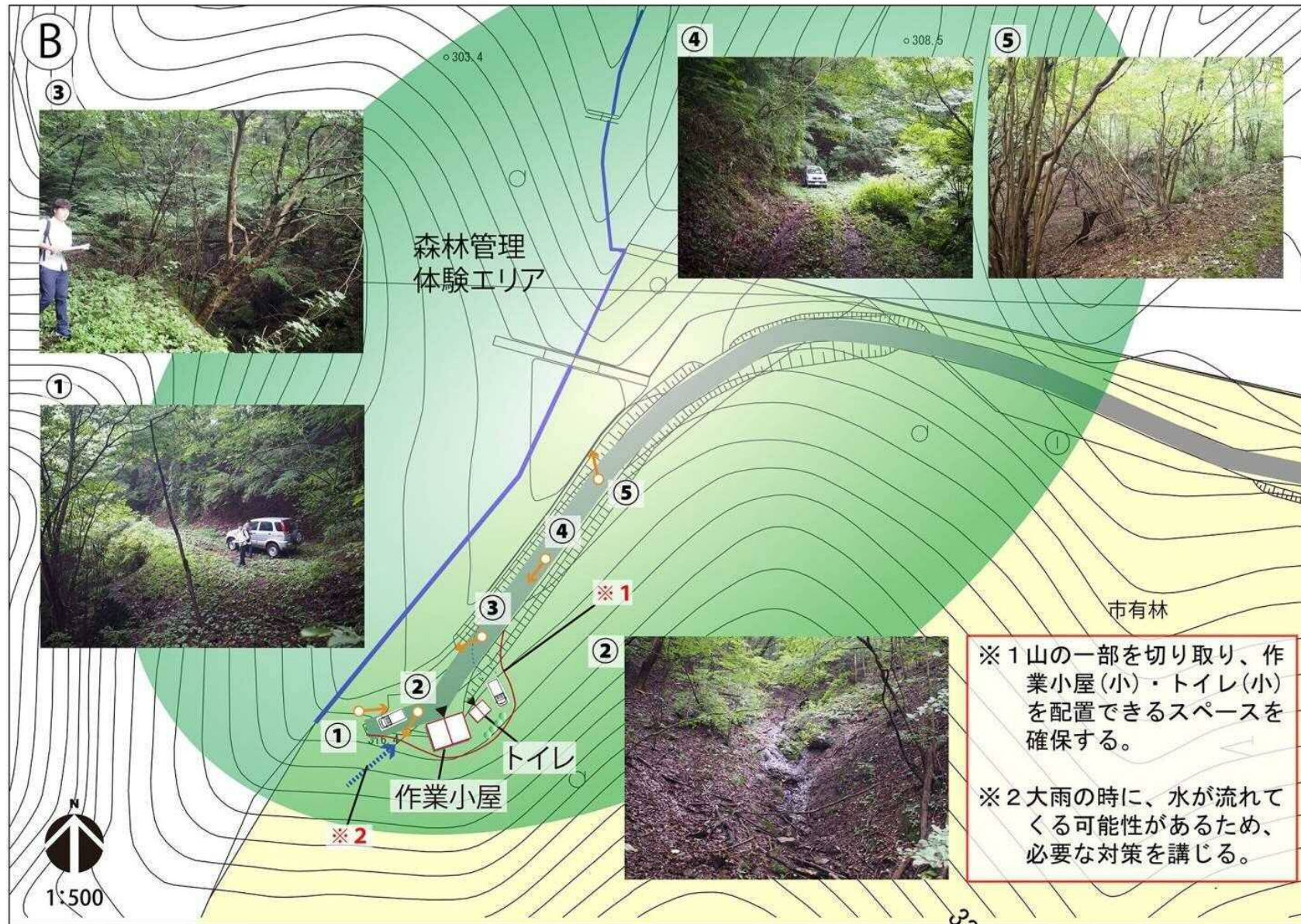
関山林道の奥は、傾斜が比較的急であるため、間伐・技打ち体験等の中級者向けのプログラムを想定します。

この場所においても関川林道と同様に、作業小屋・トイレの整備について検討します。



※現地の状況等により、今後修正することがあります。

図2-9 森林管理体験エリア(関山林道奥)



※現地状況等により、今後修正することがあります。

図2-10 森林管理体験エリア：関山林道奥の施設配置

③ 森林管理体験ゾーンに必要な施設

森林管理体験ゾーンでは、間伐体験・枝打ち体験、林業体験コース等様々なプログラムの展開を想定しています。

これらの多様なプログラムでは、^{くわ}や^{なた}鉋、チェーンソー等多くの道具を使用します。その道具を保管するため、各森林管理体験ゾーンには作業小屋が必要です。

また、長時間の作業も考えられるため、トイレを設置します。設置場所や想定される利用者に応じた処理方式のトイレの整備を検討します。

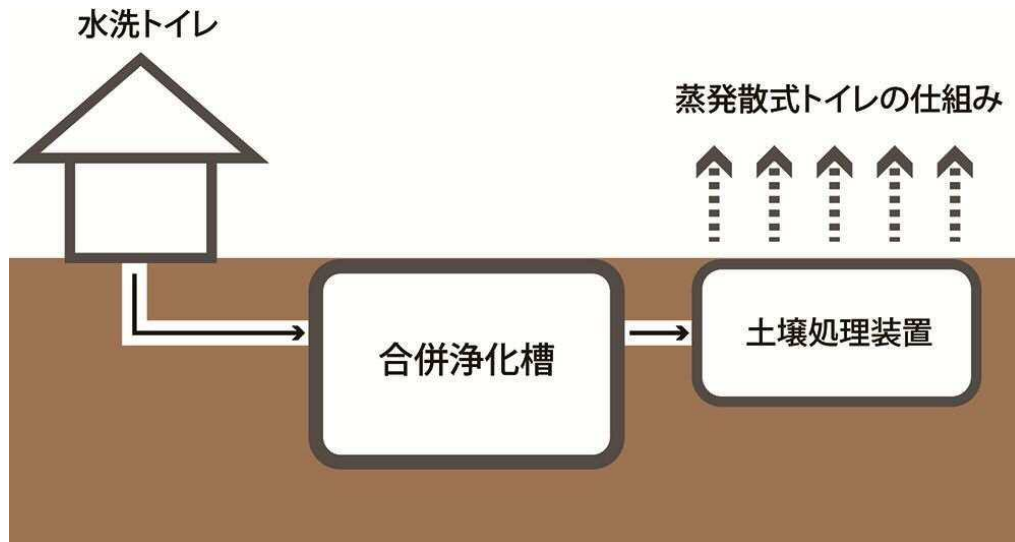


図 2-11 トイレ処理方式の例示

(イ) 新設のルート

市民の森では、既存の登山・ハイキングルートに加え、森林管理体験エリアの拠点性を高め、石老山山頂へのアクセス等を踏まえた、2つの新しい散策路と回遊性を高めるための散策路を整備します。

このうち、急傾斜である箇所には階段や手すりの設置を進め、誰でも楽しむことができるコース整備を図ります。

① 関川コース (A)

関川コースは、関川林道と東海自然歩道の石老山山頂付近を接続するコースです。

関川林道の途中から山を登り、尾根筋沿いの緩やかなコースになります。尾根道の途中には石老山特有の奇岩があったり、沢を見下ろすこともでき、石老山の雄大な自然を感じることができます。



図 2-12 新設のルートの配置図

i



傾斜角が30度を超えると、階段や手すりなしでまっすぐに登ることが困難になると言われています。

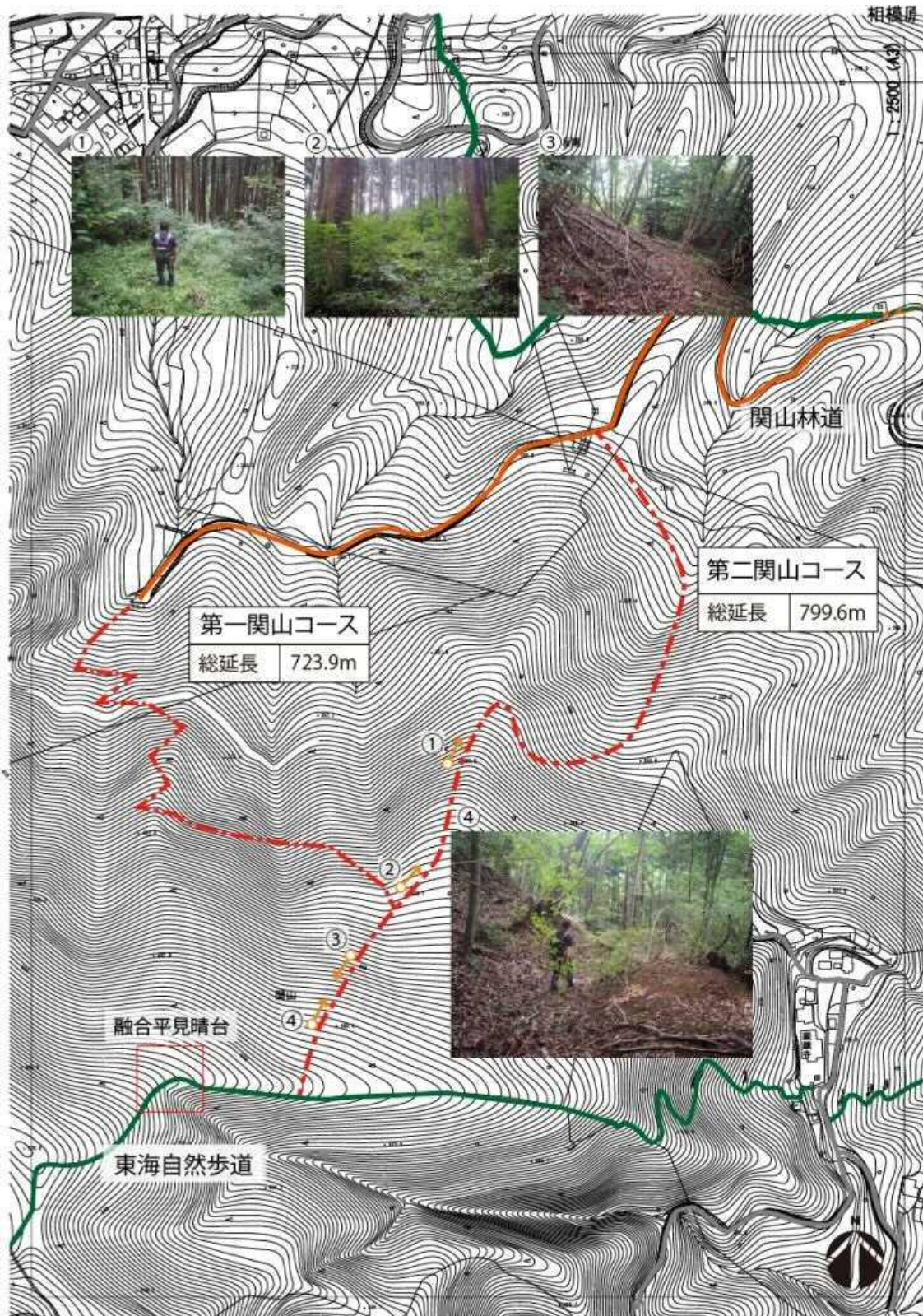


図 2-13 関川コースについて

※整備に当たっては、ルートの変更も想定されます。

② 新設ルートB：第一関山コース、第二関山コース

第一関山コースは、関山林道奥と東海自然歩道の融合平見晴台付近を接続するコースです。第二関山コースは、関山林道の途中から山を登るコースになります。どちらも道幅は狭いですが、傾斜は緩く、ハイキングに向けたコースです。

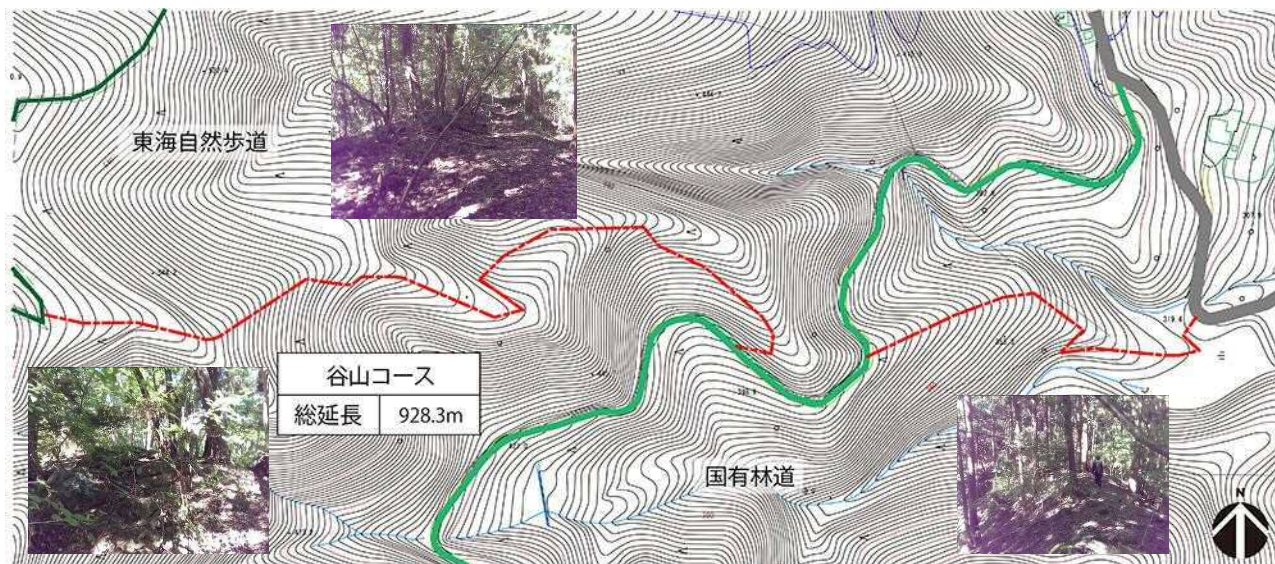


※整備に当たっては、ルートの変更も想定されます。

図2-14 第一・第二関山コースについて

③ 新設ルートC：谷山コース

谷山コースは、顕鏡寺前道路と東海自然歩道を接続するコースです。道路から国有林道に一度出て、その後に東海自然歩道までを登るコースになります。傾斜は緩く、国有林道ともつながるコースです。



※整備に当たっては、ルートの変更も想定されます。

図2-15 谷山コースについて

(ウ) 石老山山頂付近のトイレ

① 処理方式

水道や電気等のインフラ整備については、雨水や自然エネルギーを活用することとします。そのため、蒸発散式の土壌処理方式を採用し、車両の乗り入れができないことも勘案しながらメンテナンスが簡易な処理方式の導入を検討します。

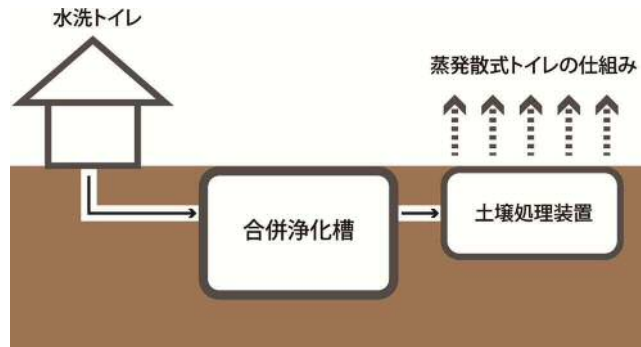


図 2-11 (再掲) トイレ処理方式の例示

② 候補地

山頂トイレの整備の候補地は、次に示すとおり、山頂から西側約 200 m の比較的平坦な場所への設置を検討します。



※現地状況等により、今後修正することがあります。

図 2-16 山頂トイレの配置案

(エ) 管理棟

① 候補地の選定条件

管理棟の整備に当たっては、次の選定条件に基づいて候補地の検討及び選定を行います。

【管理棟の候補地の選定条件】

● アクセシビリティ

市民の森への来訪者を迎え入れる施設として整備を進めるため、市内及び東京方面等市外からのアクセスが良い場所とします。

● 立地条件

市民の森の核となる管理棟の場所を森林体験ゾーン、新規ルート等の他のプログラムと連動できる場所とします。

● 敷地の規模

管理棟の敷地の規模については、管理棟に求められる機能を満たす施設の配置が可能な面積のほか、屋外活動ができるスペース、駐車スペース等を加味して算定します。

なお、管理棟に求められる機能は、次のとおりです。

- ①管理者が作業できること。
- ②管理者の管理の拠点となること。
- ③市民の森の利用者の受付ができること。
- ④作業等の準備が行えること。
- ⑤利用者が休憩及び給水をすることができること。
- ⑥怪我人・急病人に対処できること。
- ⑦トイレがあって手洗い等ができること。
- ⑧必要な機材を収納できること。

● 土地所有等の状況

市民の森周辺は、現在市有林(直営林、地域分収林、承継分収林)・県有林・国有林・財産区有林・個人所有地等所有状況が多様です。施設整備を想定する箇所については、所有状況等を十分に把握します。

● 駐車場

管理棟への交通手段は車や貸切のバス利用が多いものと考えられるため、敷地内においても必要最小限の駐車場を確保します。(周辺施設等との連携を踏まえた対応とします。)

● その他

- ・管理棟候補地の選定に当たっては、インフラの状況も踏まえることとします。
- ・管理棟については、ソフト事業の展開をサポートする必要等から、整備までの間、暫定的に借家等で対応することについても検討を行います。

② 施設内容

市民の森への来訪者を迎え、管理運営を行うための施設として必要となる機能を踏まえ、次の考え方に基づいて管理棟を整備します。施設機能ゾーニング図は、次頁に示します。

● 建物の構造の考え方

津久井産材を活用した木造建築とします。

● 機能の配置の考え方

- ・市民の森における活動への参加者の受付、登録、活動プログラム作成、精算等の事務を行う執務スペースを入口付近に受付カウンターとともに配置します。
- ・屋外活動の作業の準備等を行うスペースを配置します。
- ・ロビーは、展示・軽作業等ができる多目的スペースとしての使用を想定しています。
- ・自然を身近に感じられるように、外部空間と屋内空間の間の半屋内の緩衝スペースとしてバルコニーを配置します。
- ・森の中での体験活動や研修の前後に休憩するため、自動販売機を設置し、湯沸しのスペースを確保します。

● 閉鎖時のアクセスの考え方

- ・管理棟が閉鎖しているときも外部から倉庫にアクセスできる出入口を配置します。
- ・管理棟が閉鎖しているときも利用することができる自動販売機を設置します。

● バリアフリーへの対応

- ・身体障害者や高齢者等の利用を考慮したみんなのトイレを配置します。
- ・玄関に車いすで入ることができるスロープを取り付けます。



図2-17 管理棟の配置候補エリア

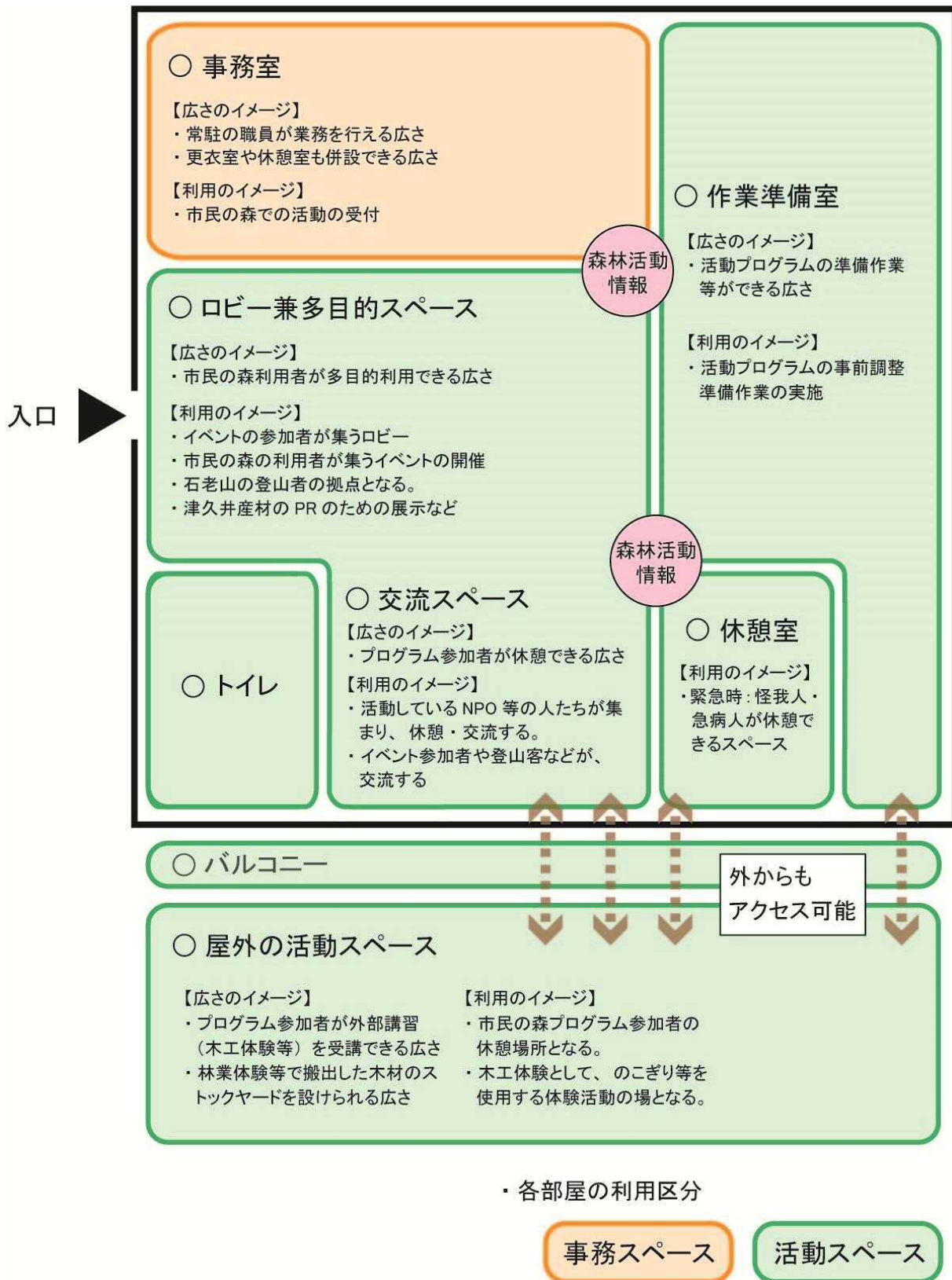


図 2-18 施設機能ゾーニング図

2-3 実施工程

基本計画のソフト及びハードの事業については、次に示す工程により、段階的な整備を進めます。
また、事業の円滑な推進のため、関係部局と関連法規制に係る調整を行うとともに、管理運営に係る体制づくりを進めます。

項目	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度～
活動プログラムの検討・展開	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	→
森林体験活動をサポートする施設の整備		■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ ■ →
関係部局との調整 (建築基準法、都市計画法、自然公園法、森林法等)	→			■ ■ ■ ■ ■ ■ →
管理方法の検討・実施	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	→

図2-19 実施工程

3. 管理運営の考え方

3. 管理運営の考え方

3-1 管理運営主体の在り方

基本構想においては、図3-1のような整備推進と検討運営組織の構築手順を定めました。

基本計画では、ステップ2の市民の森の整備や運営の在り方について検討を行い、ステップ3では、運営管理ルールのご検討や運営事業者の将来像を見据えた管理運営主体の在り方について検討していきます。

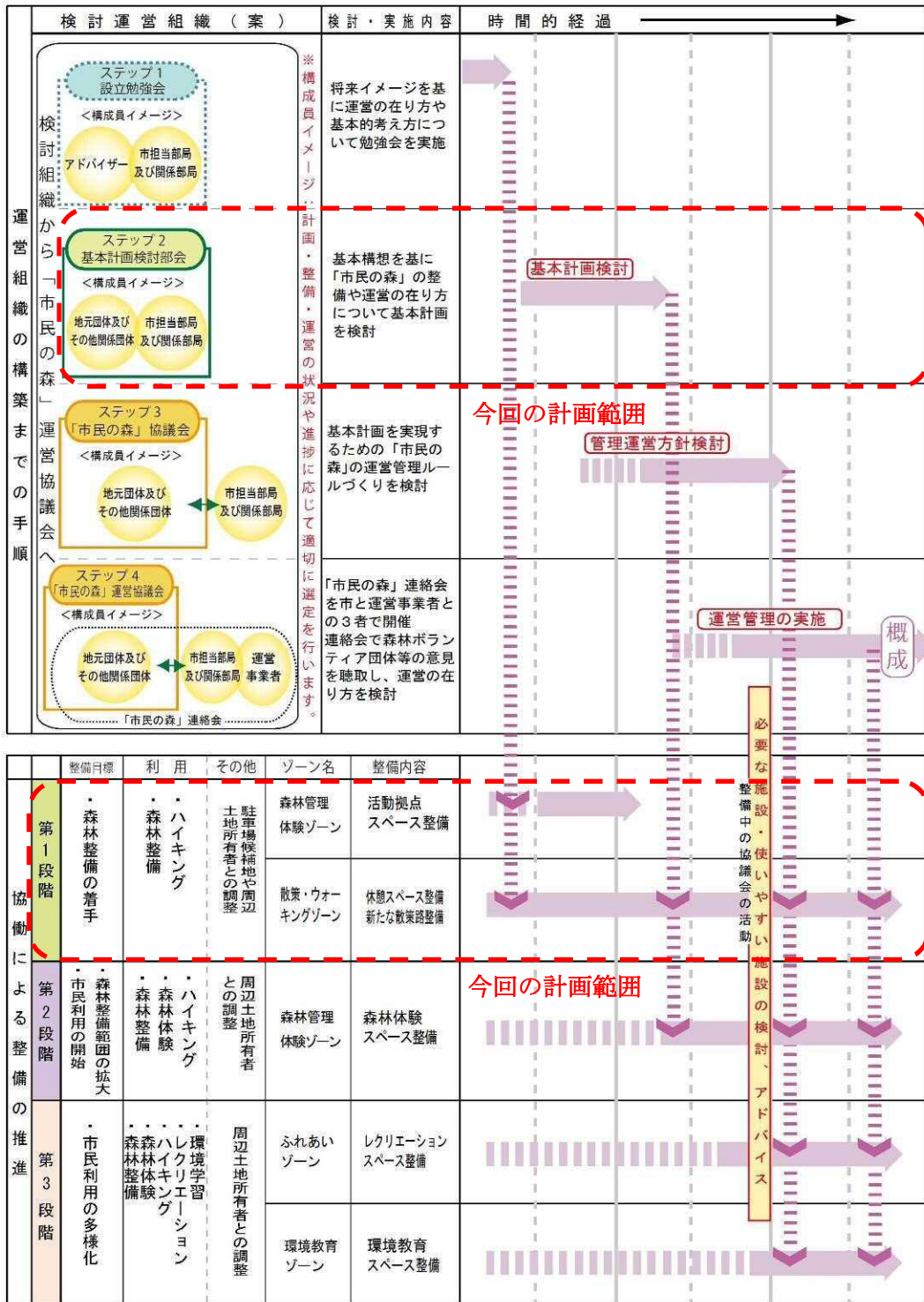


図3-1 基本構想に示された整備推進と検討運営組織の構築手順

3-2 管理運営の基本方針

(1) 管理運営の方針

市民の森では、民間事業者のノウハウを活かした管理運営を基本的な考え方として、当初は市が中心となり進め、最終的には指定管理者制度の導入等を想定しながら、段階的な整備に応じた管理運営の在り方を採用することとします。具体的な業務の内容は、次のとおりです。

● 市民の森における管理運営の内容

- ・管理棟や作業小屋、トイレ等の市民の森の付帯施設の維持管理
- ・市民の森におけるプログラム活動の情報発信や参加の受付
- ・樹木等、植物の維持管理
- ・施設の清掃
- ・間伐体験や木材製品作成体験等の自主事業の実施
- ・管理運営に関する市民意見の集約及び反映
- ・安全な救護体制の確保(警察・消防との連携を含む。) 等

(2) 管理運営の体制

上記の管理運営の内容を踏まえ、市民の森における管理運営の基本体制を図3-2に示します。運営事業者のみが管理運営に取り組むのではなく、市民の森連絡会(以下「連絡会」といいます。)を設け、関係する団体等との情報共有及び連携を図り、最善の管理運営を行っていきます。

連絡会に求められる要件

- 多様な主体を巻き込むマネジメント能力
- 多様な主体をまとめ上げるリーダーシップ
- 市が保有する権能の一部委譲を受けるに足る責任、信用及び能力

市民の森におけるプログラムの展開については、地域活動団体の公募・選定を行い、連絡会が活動の支援を行っていきます。また、NPO等の市民・地域団体には、市民の森におけるプログラムを展開するとともに、市民の森の管理にも携わっていただき、市民の森の運営を連絡会と共に取り組んでいただくこととします。また、財源についても、国・県等の公的団体や協賛企業を中心に支援を募ります。

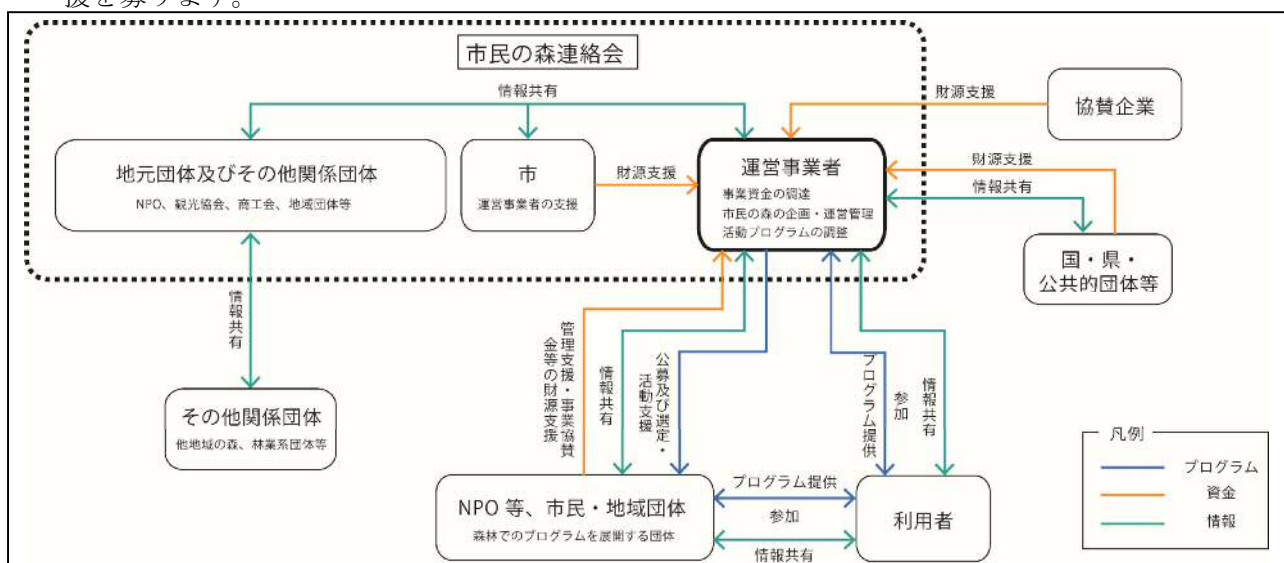


図3-2 管理運営のイメージ

3-3 マネジメントの内容

(1) マネジメントの必要性 <人材・フィールド・情報・資金>

市民の森の魅力を上向きさせ、多くの利用者呼び込むためには、その“共感”を様々な主体と共有していくためのマネジメントは欠かせません。マネジメントに当たっては、市民の森に関わる人材との関係の中で、ニーズに合った施設整備やプログラム展開(フィールド)を提供することが重要です。

市民の森の快適な利用を確保し、促進するために、市民の森の魅力や情報を利用者に対して的確に発信していくことも求められます。

また、管理運営における資金(財源)の確保やコストの削減を図ることも、持続的なマネジメントのために重要な視点です。

このように「人材・フィールド・情報・資金」を重要な経営資源の柱として認識し、市民の森のマネジメントに取り組みます。

● 市民の森における「人材・フィールド・情報・資金」の内容(例示)

- ・人材：市、市民・地域団体、NPO等、運営事業者、林業系団体、企業、専門家
- ・フィールド：管理棟、作業小屋、トイレ、森林管理体験ゾーン
- ・情報：サイン・看板、パンフレット、Webサイト、市民の森ルール、利用者の意見
- ・資金：維持管理費、占有料・使用料、参加費、事業協賛金、募金、基金、森林環境税

(2) 持続可能な管理運営

市民の森の持続的な管理運営には、上記の人材・フィールド・情報・資金を円滑に循環させる仕組みがとても重要です。市民の森の目指すべき管理運営は、人材・フィールド・情報・資金を循環させながら、開設当初は市が主体的であるものの、将来的には運営事業者が主体となり、NPO等や市民・地域団体と連携しながら管理運営を行うモデルを目指します。次に、管理運営に関わる人材である市、運営事業者、NPO等、市民・地域団体の管理運営の将来像イメージを図に示し、次頁からは、持続可能な管理運営に必要な項目別に分けて整理していきます。

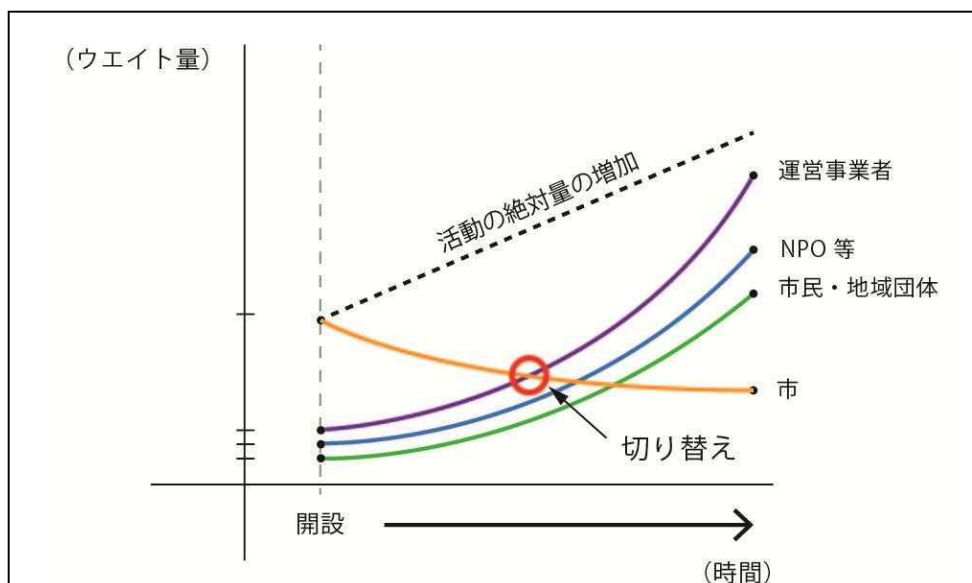


図3-3 管理運営の目指すべき将来像イメージ

ア 人材及びフィールド

13頁のとおり

イ 情報

市民の森では利用しやすさの向上のため、サイン・看板等を設置し、これらを活用して現場での誘導・案内を積極的に行っていきます。また、日本語表記だけでなく、将来的には外国人の来訪を想定した多言語表記への配慮も検討していきます。

一方、広域からの利用者呼び込むために、市民の森での活動やイベントの情報等をホームページやパンフレット等の媒体を通じて発信することを検討していきます。併せて、より良い市民の森の管理運営のためには、利用者の意見を取り入れることも非常に重要となります。

ウ 資金

当初は市が主体になりますが、その後は市が管理料を支払って民間企業へ管理代行を委託する方式等を検討していきます。また、将来的には管理運営主体自らがお金を生み出していくような運営形態を目指します。

そのためには、プログラムへの参加費等のほか、環境保全協力金や施設使用料(チップ制トイレ、エコステーション等)を徴収するなど、様々な手法で資金を確保していくことが必要です。

また、ファンドの設立やネーミングライツ等も資金の確保策として挙げられます。



図3-4 基本計画に示す整備内容のイメージ

(3) 森林管理の地域循環型モデル

市民の森での多様な活動の中で、重点を置いている「林業の再生」に当たっては林業の普及や地域活性化の観点から地産地消の地域循環型モデルの構築が必要です。市民の森において、津久井産材の紹介及び活用を積極的に行うことによって、市民の森で生産された木材が地域の資源としての認知及び活用がなされ、市民の森や津久井産材の価値をより高めていきます。

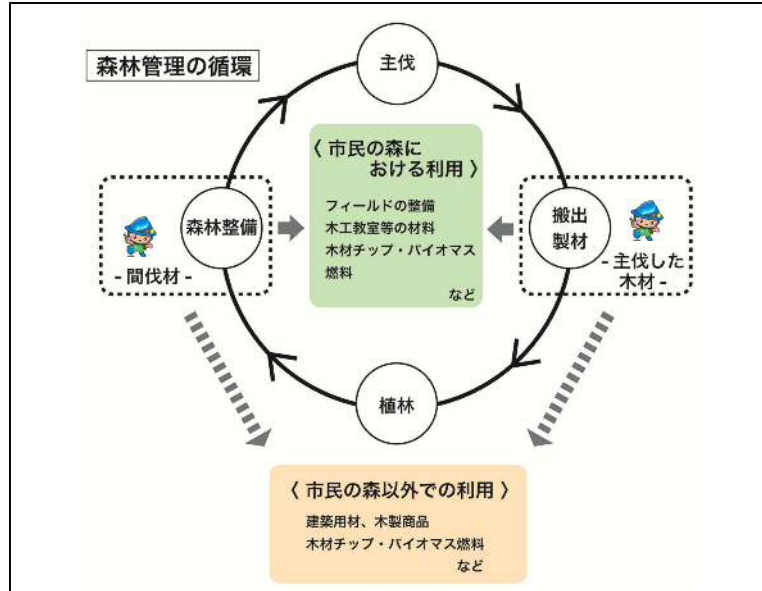


図3-5 市民の森における木材の利用イメージ図

市民の森における森林管理の循環の中で、森林整備によって生じる間伐材又は主伐した木材を活用し、フィールドにおける新規ルートの整備、活動プログラムの木工教室の材料等に役立てます。

また、間伐材や主伐した木材を活用し、市民の森以外での建築用材、木製製品等の利用のほか、木材チップ化等によるバイオマス燃料への活用も図っていきます。

■市民の森における木材の利用方法(例)

・施設整備への利用

市民の森の新規ルートでの利用や木製遊具としての利用その他施設整備への利用が考えられます。

・端材の木工体験活動への利用

市民の森で育てた木材の枝打ち等で排出された木材を活用し、市民の森プログラムの木工体験活動や炭焼きに使うことが考えられます。

・木材チップ化による利用

市民の森で育てた木材をチップ化し、そのチップを新規ルートに使用したり、バイオマス燃料として使用すること等が考えられます。

・市民の森で育てた木材の住宅への利用

地元の職人たちが市民の森で育てた木材を製材し、その特性を活かして住宅を建てることにより、地域の気候・風土に合った家づくりができます。



主伐とは、木材の生産を目的に、一定の林齢に生育した木を伐採することです。

一方、間伐は、より良い木を育てるために、木の生長に伴って混み合った森林の木を、一部抜き伐りすることです。

4. 将来に向けた整備の考え方

4. 将来に向けた整備の考え方

(1) 段階的な整備の充実

- 基本計画に基づく整備が行われた後は、活動プログラムの拡充、活動エリアの拡大等について検討を行い、利用客の更なる受入れを目指します。
 - ・ 森林管理体験ゾーンでの活動プログラムについては、NPO等が中心となって、林業の担い手の育成につながるイメージのもと、子どもから大人までが習熟度に応じた林業体験ができるような活動メニューを提供していきます。
 - ・ その後、ふれあいゾーン及び環境教育ゾーンへの拡大によるレクリエーションや環境教育の充実を図ることについて、検討を行います。また、市民の森エリア以外で活動しているNPO等と協力・連携した活動にも取り組みます。
- 将来に向けて、合理的かつ持続的な管理運営を行うため、設備の充実について検討していきます。

(2) 段階的な成長を支える基盤の整備

- 市民の森では、段階的な整備を進めながら、市民・地域団体、NPO等及び企業による協働の場づくりを目指します。そして、市民の森が市民やNPO等にとって、将来にわたりいきいきと活動できる自然豊かな舞台となり、また、こうした活動への参加の契機となるような仕組みを形成し、その主体的な参加を通じて、市民の森の段階的な発展を図ります。
- 市民の森周辺に立地する様々なノウハウを持つ民間事業者、民間施設等との多様なネットワークを構築し、市民の森の新たな魅力の創出を図っていきます。



図4-1 市民の森の将来像(イメージ)

5. 參考資料

5. 参考資料

5-1 計画検討の経緯

(1) 検討体制

基本計画の検討に当たっては、下図に示すように作業部会、検討会議及び検討委員会の3つの会議体を組成して矢印に示すサイクルによって検討を行いました。

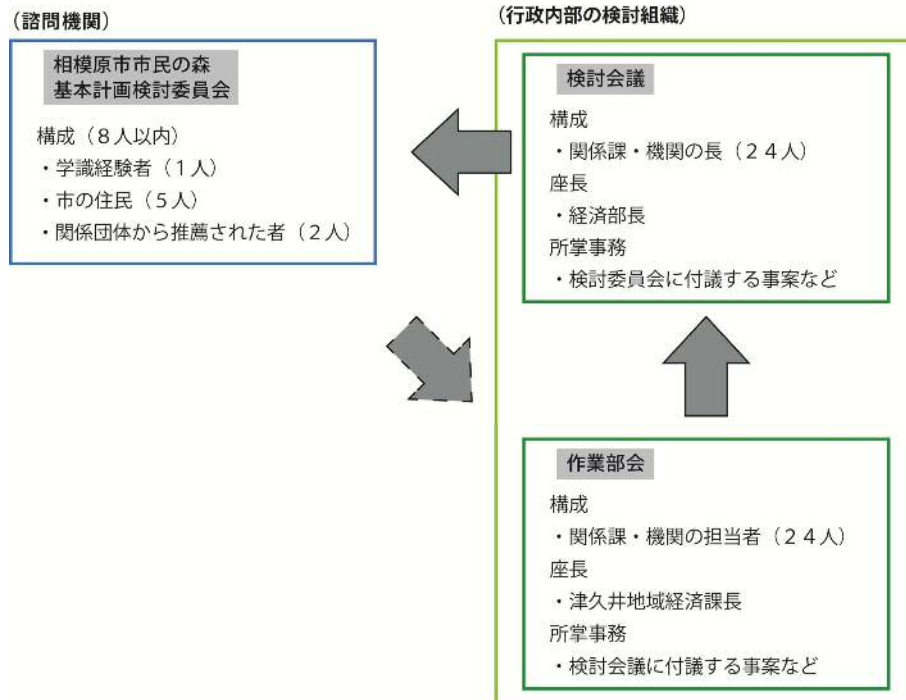


図5-1 検討体制

表5-1 基本計画検討委員会の委員構成

区分	氏名	委員長・ 副委員長	所属団体等
学識経験者	下村 彰男	委員長	東京大学大学院 農学生命科学研究科教授
自治会連合会	竹田 幹夫		相模原市自治会連合会 監事
相模湖地区 まちづくり会議	穴吹 正男		相模湖地区まちづくり会議 理事
森林組合	坂本 重光	副委員長	津久井郡森林組合 代表理事専務
観光協会	永井 宏一		一般社団法人相模原市観光協会 副代表理事
まち・みどり公社	諏訪 秀男		公益財団法人相模原市まち・みどり公社 事務局長
公募委員	伊倉 太輝		市内在住
	高橋 陽子		市内在住

〈オブザーバー〉

神奈川県自然環境保全センター 森林再生部長	石井 洋三
神奈川県県央地域県政総合センター 水源の森林部長(第1回)	
神奈川県県央地域県政総合センター 農政部 森林保全課長	大矢 雅之
	西口 孝雄(第1回)
神奈川県自然環境保全センター 研究企画部 自然再生企画課長	厚沢 明宏

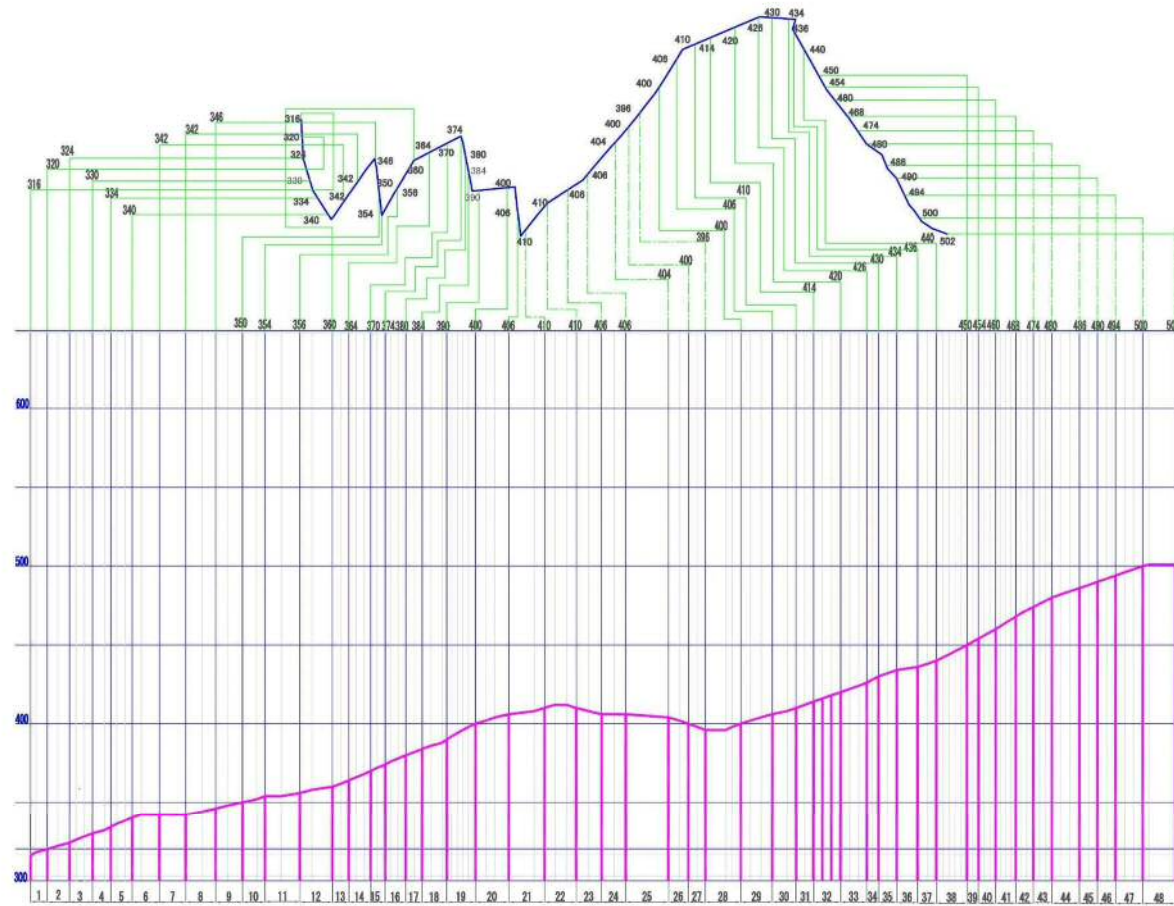
(2) 検討経過

基本計画の検討に当たっては、以下のスケジュールで計12回の会議が行われました。

表5-2 基本計画の検討経過

会議	開催日	議題
第1回作業部会	平成27年4月27日(月)	<ul style="list-style-type: none"> 市民の森基本計画検討会議設置要綱 市民の森の検討経緯、基本構想の概要及び基本計画の検討体制について 市民の森基本計画の検討について(作業工程及び市民の森基本計画イメージ図(たたき台)について)
第1回検討会議	平成27年5月18日(月)	<ul style="list-style-type: none"> 市民の森の検討経緯、基本構想の概要及び基本計画の検討体制について 市民の森基本計画の検討について(作業工程及び、市民の森基本計画イメージ図(たたき台)について)
第1回検討委員会	平成27年5月28日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 委員長・副委員長の選出 (仮称)相模原市民の森 基本構想について 基本計画と検討工程について 相模原市市民の森の現況・課題、基本計画の項目について
第2回作業部会	平成27年7月6日(月)	<ul style="list-style-type: none"> 市民の森計画・施設の適地検討について 市民の森第一次整備計画 市民の森管理棟候補地について(関山林道入口付近及び県道奥牧野相模湖沿いについて)

会議	開催日	議題
		<ul style="list-style-type: none"> 市民の森森林体験スペースについて（関山林道奥及び関川林道奥について） 市民の森整備施設検討図面について 山頂付近に設置予定のトイレについて 市民の森ガイドマップについて 市民の森体験プログラムについて 事例集について
第2回検討会議	平成27年7月23日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 上と同じ
第2回検討委員会	平成27年7月30日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 相模原市民の森の検討について（遊歩道(既存の遊歩道(東海自然歩道)、新設遊歩道、トイレ)、森林管理体験ゾーン(エリアの設定、施設(作業小屋、トイレ)、機能)、管理棟(候補地:2箇所)(エリアの設定、施設、機能について)
第3回作業部会	平成27年10月29日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画(素案) 施設整備内容他
第3回検討会議	平成27年11月11日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画(素案) 施設整備内容他
第3回検討委員会	平成27年11月17日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画について 施設整備内容他
第4回作業部会	平成28年1月8日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画(素案) 管理運営方法他
第4回検討会議	平成28年1月19日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画(素案) 管理運営方法他
第4回検討委員会	平成28年2月23日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画について 管理運営方法他

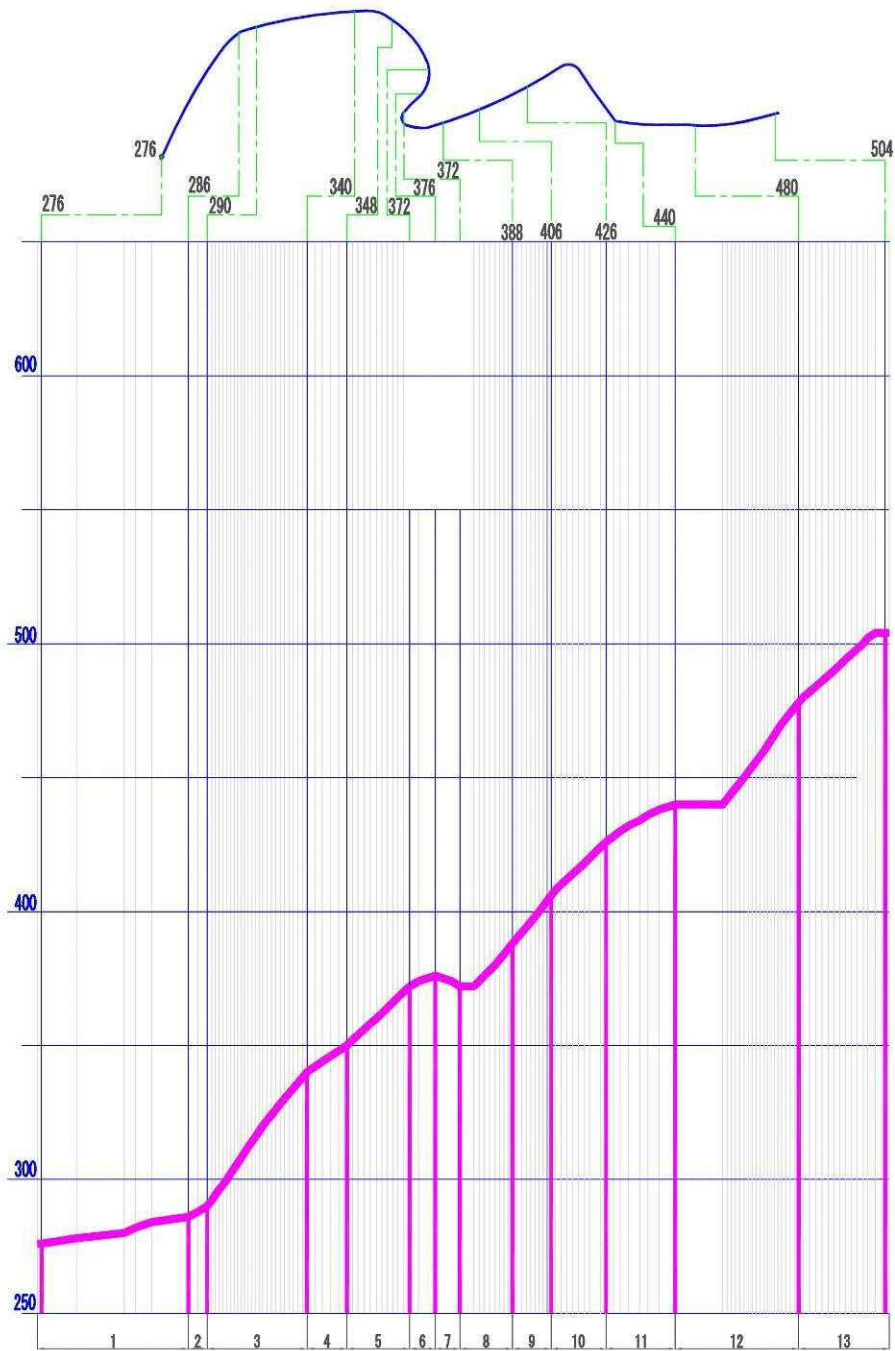


No	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
長さ(m)	10.5	14.1	14.6	11.4	13.6	17.3	16.6	19.0	17.1	14.1	22.1	20.6	10.4	13.8	9.2	12.9	10.4	15.6	18.2	21.1	22.6	20.0	16.1	15.2
高さ(m)	4.0	4.0	6.0	4.0	6.0	2.0	0.0	4.0	4.0	4.0	2.0	4.0	4.0	6.0	4.0	6.0	4.0	4.0	10.0	6.0	4.0	0.0	-4.0	0.0
勾配(%)	38.1	28.4	41.0	35.1	44.2	11.6	0.0	21.1	23.4	28.3	9.1	19.5	38.5	43.4	43.4	46.3	38.4	25.7	55.1	28.5	17.7	0.0	-24.8	0.0
No	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
長さ(m)	27.0	12.6	10.7	22.4	20.0	15.1	11.0	17.1	16.6	7.4	11.6	13.2	11.8	19.4	7.3	10.8	12.7	11.1	11.8	17.4	11.4	11.5	17.1	20.6
高さ(m)	-2.0	-4.0	-4.0	4.0	6.0	4.0	4.0	6.0	6.0	4.0	4.0	2.0	4.0	10.0	4.0	6.0	8.0	6.0	6.0	6.0	4.0	4.0	6.0	2.0
勾配(%)	-7.4	-31.6	-37.2	17.9	30.1	26.5	36.3	35.2	36.1	54.2	34.5	15.2	33.8	51.6	54.5	55.3	62.9	54.1	51.0	34.5	35.0	34.9	35.0	9.7

図面名 第一関山コース

縮尺:

図5-3 第一関山コースの縦断構成

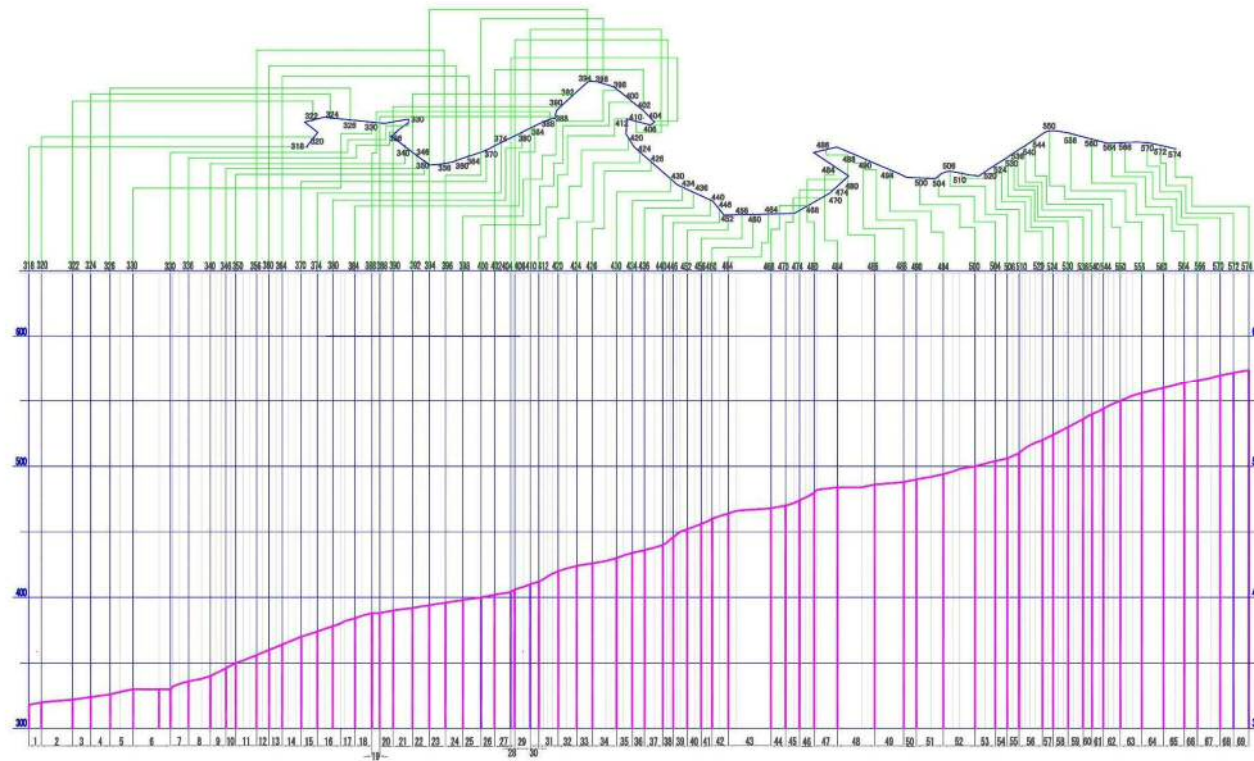


No	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
長さ(m)	141.3	17.8	93.6	37.6	58.8	24.3	23.3	49.3	36.6	51.6	64.8	115.6	85.1
高さ(m)	10.0	4.0	50.0	8.0	24.0	4.0	-4.0	16.0	18.0	20.0	14.0	40.0	24.0
勾配(%)	7.1	22.5	53.4	21.3	40.8	16.5	-17.2	32.4	49.2	38.8	21.6	34.6	28.2

図面名 第二関山コース

縮尺:

図5-4 第二関山コースの縦断構成



No	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
長さ(m)	9.3	23.9	13.8	14.8	17.5	28.4	13.8	16.7	11.9	7.4	15.8	9.6	9.9	14.4	12.3	17.6	11.1	12.9
高さ(m)	2.0	2.0	2.0	2.0	4.0	0.0	6.0	4.0	6.0	4.0	6.0	4.0	4.0	6.0	4.0	6.0	4.0	4.0
勾配(%)	21.4	8.4	14.5	13.6	22.8	0.0	43.6	24.0	50.5	53.7	37.9	41.6	40.3	41.6	32.5	34.2	36.0	31.1
No	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
長さ(m)	4.3	10.3	14.8	12.6	12.4	13.3	13.8	10.3	12.3	3.7	11.8	6.6	14.8	14.0	12.0	18.5	12.0	9.3
高さ(m)	0.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	4.0	2.0	8.0	4.0	2.0	4.0	4.0	2.0
勾配(%)	0	19.5	13.6	15.8	16.1	15.0	14.5	19.5	16.3	54.3	33.8	30.5	54.1	28.5	16.7	21.7	33.4	21.5
No	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54
長さ(m)	13.9	8.0	10.7	10.4	8.4	12.3	32.6	11.6	10.6	11.1	17.7	28.5	22.0	9.6	20.6	24.1	15.4	9.2
高さ(m)	4.0	2.0	6.0	2.0	4.0	4.0	4.0	2.0	4.0	6.0	4.0	2.0	2.0	2.0	4.0	6.0	4.0	2.0
勾配(%)	28.8	25.0	56.1	19.2	47.6	32.5	12.3	17.2	37.8	53.9	22.5	7.0	9.1	20.9	19.4	24.9	25.9	21.8
No	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69			
長さ(m)	8.9	17.8	8.1	11.5	11.3	6.8	8.6	13.1	16.2	16.6	15.9	10.1	17.2	10.0	11.8			
高さ(m)	4.0	10.0	4.0	6.0	6.0	4.0	4.0	6.0	6.0	4.0	4.0	2.0	4.0	2.0	2.0			
勾配(%)	44.8	56.2	49.4	52.2	53.3	58.5	46.5	45.9	37.1	24.1	25.2	19.9	23.2	19.9	17.0			

図面名 谷山コース

縮尺:

図5-5 谷山コースの縦断構成

5-3 意向ヒアリングの結果

相模原市内の森林整備、森林体験及び自然保護に関わる一般社団法人、NPO法人や森林でのアスレチック事業を展開する企業等20団体をリストアップし、意向ヒアリングを行いました。結果として、20団体中12団体から具体的な意見を聞くことができました。

<調査項目>

- ・市との協働でこのような事業に参画する意向の有無について
- ・参画した場合の取組について
- ・参画するための条件やサポートについて
- ・参画する際の障害・障壁について

表5-3 意向ヒアリングを実施したNPO等の一覧

(50音順)

No.	団体名
1	金丸ミドリ会
2	(NPO)境川斜面緑地を守る会
3	相模湖地区まちづくり会議
4	(一社)さがみ湖森・モノづくり研究所
5	(NPO)さがみはら環境活動ネットワーク会議
6	(公財)相模原市まち・みどり公社
7	さがみはら緑の風
8	(NPO)里山津久井を守る会
9	(NPO)自遊クラブ
10	(有)パシフィックネットワーク
11	(NPO)緑のお医者さん
12	(NPO)緑のダム北相模

<調査結果>

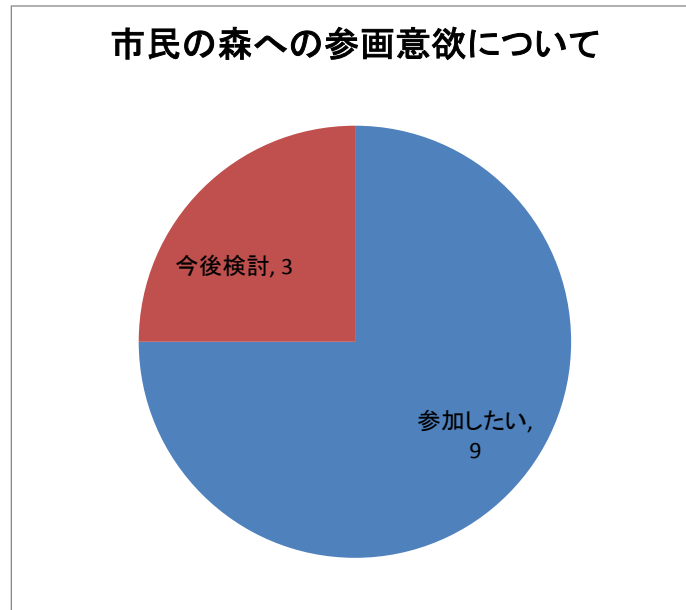
意向調査を行った結果を次頁に示します。また、次のような管理運営に向けた課題が得られました。

◇市民の森の管理運営に向けた課題

- ① 市民を巻き込み、地元の方に愛着を持ち続けていただけるような継続的な仕掛けづくり
- ② 市民の森の体験プログラムを実施するリーダーやエキスパートなどの人材育成
- ③ 資金を自ら生み出せる仕組みづくり
- ④ 周辺施設やフィールドでの活動等との連携
- ⑤ 市民の森の活動ネットワークの構築

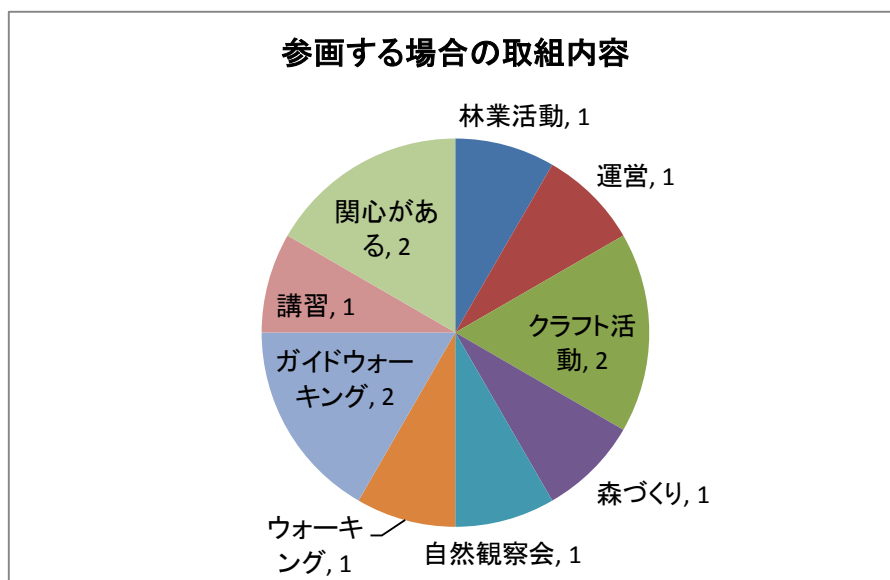
・事業への参画の意向について

市民の森への参画意欲についてヒアリングを実施した結果、9団体が「ある」と回答し、積極的な参画意向を持つ団体が多いことを確認しました。



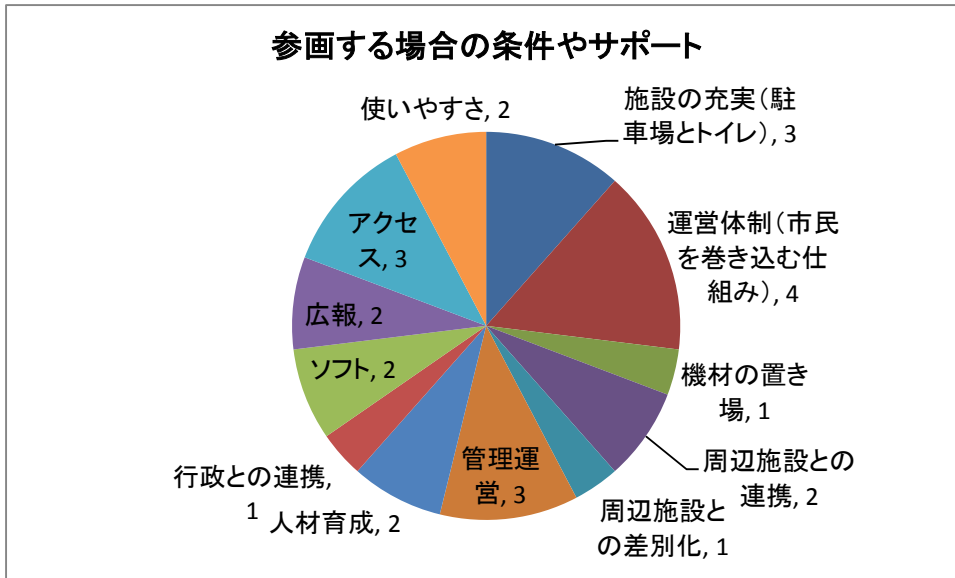
・参画した場合の取組について

参画した場合の取組内容については、下図のとおり各団体の多様な取組内容が見られます。その取組内容を見ると、ウォーキング等の比較的早期に実施できるプログラムがやや多いことが分かります。また、各団体のこれまでの活動により、団体間のつながりがあることが明らかとなりました。



・ 参画した場合の条件やサポートについて

参画するために必要な条件や市からのサポートについては、運営体制(市民を巻き込む仕組み等)に関する多くの意見がありました。その他には、施設の充実(駐車場等)や周辺施設との連携、高齢化による活動の担い手不足を解消するための人材育成等が挙げられました。



5-4 民間事業者等との協働による施設マネジメントの事例

民間事業者等の様々な主体との連携による森・公園のマネジメントに関する先進事例は、下表のとおりです。

これらの事例から得られる情報を基に、本市の市民の森の整備の実施に向けて、その内容が市民にとってより良い内容になるよう更なる検討を進めます。

表5-4-1 市民の森等における施設マネジメント等の先進事例(その1)

● 森林・登山体験プログラム充実【奥多摩都民の森(東京都 運営主体:東京都 指定管理:奥多摩町)】

【事業/活動目的及び目標】

・都民が森林に対する理解を深め、自然に親しむレクリエーション活動を行う場を提供することにより、東京における森林の健全な育成及び活用並びに都民の健康の増進を図り、併せて林業及び地域の振興に資するため設置されたものである。

【事業内容/活動内容】

・楽しみながら森を育てることの大切さを学べる、季節に応じた様々な体験プログラムを実施している。また山里生活体験、登山教室等を通し、森林と積極的に関わっていく体験を楽しむことができる宿泊型の施設である。



● 政令市、中山間地域の取組【高山・市民の森(静岡市 運営主体:静岡市)】

【事業/活動目的及び目標】

・静岡市には、市域の約8割を占める広大な森林があり、高山・市民の森は、森林の恩恵を受け生活して



いる市民に、ハイキング、自然観察等を通じて気軽に楽しく森林の大切さを感じてもらうための場所として整備されたものである。

・生活環境保全林「高山・市民の森」は、都市周辺の森林の中で保健休養機能の高い森林として選定され、水源のかん養やヒートアイランドの防止、大気の浄化等、私たちの生活環境を守ることを目的に静岡県が森林や遊歩道の整備を行った。

※「静岡市森林環境基金事業」「生活環境保全林整備事業」「森林づくり交付金事業」で整備された。

【事業内容/活動内容】

・学習展示施設「森の恵」では、いろいろな展示物で森林や林業の役割、高山の自然を紹介している。また、週末には森林教室、林業体験教室等のイベントを定期的で開催している。

表5-4-2 市民の森等における施設マネジメント等の先進事例(その2)

● **ファンドの設立【世田谷トラストまちづくり(東京都 運営主体:(一社)世田谷トラストまちづくり)】**

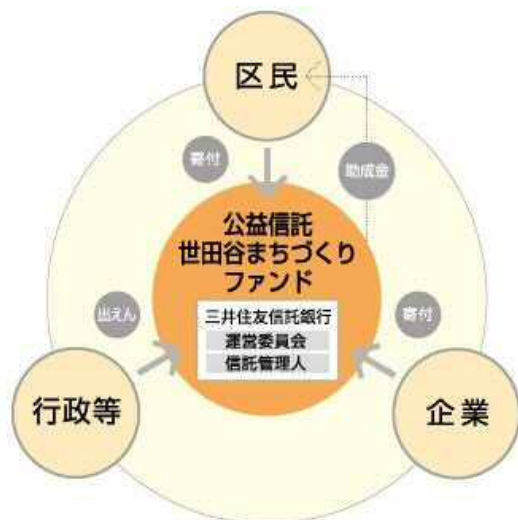
【事業/活動目的及び目標】

・区民主体による良好な環境の形成及び参加・連携・協働のまちづくりを推進し支援することを目的に設立された。具体的には次の3つの柱を目標に掲げている。

- ① 自然環境や歴史的・文化的環境を保全した美しい風景のあるまちの実現
- ② 安全に安心して生き活きと住み続けられる共生のまちの創出
- ③ 居住環境を魅力的に守り育む活動やコミュニティの形成

【事業内容/活動内容】

- ・世田谷トラスト運動(民有地の緑地保全):英国の「シビック・トラスト」運動を参考に地域に誇りと愛着を持った人たちが主体的に環境保全を進める活動
- ・市民まちづくりの支援:住民の主体的な活動を広げ、行政との協働を促進して、地域力の向上を図る事業



● **ネーミングライツ【兵庫県三木総合防災公園 屋内テニスコート(兵庫県)】**

【事業内容/活動内容】

- ・屋内テニスコートに「ネーミングライツ」を導入し、施設の維持管理費にしている。
- ・ネーミングライツ料の一部をテニス振興活動の助成費として確保している。

表5-4-3 市民の森等における施設マネジメント等の先進事例(その3)

<p>● ルールづくり【陸前高田市市民の森条例(岩手県)】</p>	
<p>陸前高田市市民の森条例(昭和62年陸前高田市条例第8号) (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、陸前高田市市民の森の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置)</p> <p>第2条 市民の保健、休養、森林愛護及び環境保全に対する知識の向上に資するとともに、森林に関する体験的学習を通して、健康づくりの場、学習の場及び保養の場を提供するため、陸前高田市市民の森を次のとおり設置する。</p>	
名称	所在及び区域
陸前高田市市民の森	陸前高田市小友町字茗荷1番1、1番2
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 陸前高田市市民の森(以下「市民の森」という。)の管理は、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第6条から第9条まで、第11条、第14条第1号及び第15条中「市長」とあるのは「指定管理者」に読み替えて、これらの規定を適用する。 (指定管理者による管理の基準)</p> <p>第4条 指定管理者は、法令、この条例及びこの条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、適正に管理しなければならない。 (指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第5条 指定管理者は、この条例の規定により指定管理者が行うこととされた業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (2) その他運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務</p>	
<p>● 民間団体による新たな管理運営モデル【株式会社 R.project】</p>	
<p>【事業／活動目的及び目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園と宿泊施設の相乗効果を生むような仕組みを考え、多くの方が交流できるような場づくりを目指し、民間が運営する「新しい公共」のカタチを模索中である。 ・自然環境を活かしたアウトドアウェディングパーティーや各種イベントなどを積極的に受け入れていく。 <p>【事業内容／活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今までは市が指定管理料を運営者に支払っていたのに対し、株式会社 R.project が市に賃料を支払うモデルに転換することによって、市の財政負担にも大きく貢献している先進的な例である。 	  

(仮称) 相模原市市民の森 基本計画

発行日 平成29年3月

発行者 相模原市

編集 相模原市 環境経済局 経済部 津久井地域経済課

〒252-5172 相模原市緑区中野633番地

電話 042-780-1401 FAX 042-784-7474

E-mail tsukui-keizai@city.sagamihara.kanagawa.jp